

義公論語

289-T0366-2ウ



1200500732536



始



289
To 366
2



茨城縣立
修養道場長

稻垣國三郎著

公
論
語



八
光
社
版

(水戸義公の面影)



右

先考義公尊像其面容

公親命工所刻拜之儼然如存綱條

不勝哀泣敬繕完之安置常陸久

慈郡稻木邑久昌教寺希使子孫

仰慕

盛德之餘烈

元祿十四年辛巳

十一月二十八日

孝子參議 網條百拜

(久昌寺
所藏)



「水戸義公の面影」は日蓮宗本山西山久昌寺の至寶たる「義公尊像」の寫眞である。この尊像は元祿十四年より明治二年に至るまで、實に百五十餘年間同寺に奉安仰景されてゐたのが、明治初年の變轉期に際し一時行方不明となつてゐた。然るに石井三郎氏の苦心努力によつて所在判明し、而も同氏の發願により、昭和十六年十一月廿二日、奇蹟的にも七十年ぶりに再び久昌寺に遷座されることゝなつた。

今回久昌寺貫主井上日豐師の好意に依り、始めて之を世上に紹介し得るは無上の光榮とする處である。洵に本書は之に依て畫龍點睛された。茲に謹みて感謝の意を表する次第である。

はしがき

951
41

西山公七十三年の生涯は、皇國三千年の歴史の中に於て、げにも尊き存在であつた。國政に參與しては、將軍輔佐の重任を完うしたる天下の副將軍であり、藩政に當つては、比類稀なる名君であり、武林の出にも拘らず、専門大家を凌駕すべき大學者であり、一言一行洵に人の儀表たるべき聖者でもあつた。

念々 皇室を尊び、切々國家を憂へ、大義正道の前には泰然として微動だにせず、而も、人に接しては慈悲溫情至らざるなく、優にやさしきものゝふでもあつた。其の在りし日の風格風貌をうかゞふに、元祿十年(義公七十歳)安藤朴翁(七十一歳)は、遙々京都より關東に下り、西山に公を訪ねた時の情景感懐を、次のやうに書き綴つた。

御前へ参る。世の人泰山北斗の如く仰ぎ奉る御名を、よそながら聞き及びまゐらせしにあやまたず、威ありてのどかに、うやうやしうしてやすらかなる御容貌なり。御冠をかけさせ給

はしがき

「水戸義公の面影」は日蓮宗本山西山久昌寺の至寶たる「義公尊像」の寫眞である。この尊像は元祿十四年より明治二年に至るまで、實に百五十餘年間同寺に奉安仰景されてゐたのが、明治初年の變轉期に際し一時行方不明となつてゐた。然るに石井三郎氏の苦心努力によつて所在判明し、而も同氏の發願により、昭和十六年十一月廿二日、奇蹟的にも七十年ぶりに再び久昌寺に遷座されることゝなつた。今回久昌寺貫主井上日豐師の好意に依り、始めて之を世上に紹介し得るは無上の光榮とする處である。洵に本書は之に依て畫龍點睛された。茲に謹みて感謝の意を表する次第である。

はしがき

西山公七十三年の生涯は、皇國三千年の歴史の中に於て、げにも尊き存在であつた。國政に參與しては、將軍輔佐の重任を完うしたる天下の副將軍であり、藩政に當つては、比類稀なる名君であり、武林の出にも拘らず、専門大家を凌駕すべき大學者であり、一言一行洵に人の儀表たるべき聖者でもあつた。

念々 皇室を尊び、切々國家を憂へ、大義正道の前には泰然として微動だにせず、而も、人に接しては慈悲溫情至らざるなく、優にやさしきものゝふでもあつた。其の在りし日の風格風貌をうかゞふに、元祿十年(義公七十歳)安藤朴翁(七十一歳)は、遙々京都より關東に下り、西山に公を訪ねた時の情景感懐を、次のやうに書き綴つた。

御前へ參る。世の人泰山北斗の如く仰ぎ奉る御名を、よそながら聞き及びまゐらせしにあやまたず、威ありてのどかに、うやうやしうしてやすらかなる御容貌なり。御冠をかけさせ給

はしがき

ひてのちは、披髮長鬚、野服瀟洒として、まことに塵外の御姿すがすがしく見えさせ給ふ。

(中略)

本朝、上世より公武の家々に、達人あまたおはすと雖も、文人は武を講ぜず、武士は文道にうとくしてともに遺憾なり。今、西山公、文武の全才ゆたかにして、士をしたしみ、民をめぐみ、禮に厚うして奢りをしりぞけ、諫をもちひて佞を遠ざけ、古をしたひて今をすてず、善行のみつたへてよこしまなる御政をきかず。

汝等(朴翁の息、爲實、爲章、甥の定輔をさす。何れも公の史臣であつた)、幸にこの賢將の營中に屬しぬれば、志を勵み、行をみがきて忠勤怠るべからず云々。(常陸帶)

西山公の倂、眼前に髣髴たるものがあるではないか。時のみかどは、長くも、備武兼文、絶代名士」と賞し給ひ、公の歿後二百年、明治聖帝は正一位追贈に際し、「勤王の倡首、復古の指南」と嘉賞あらせられた。光榮至極、他にかうした例があらうか。

公畢生の大業は大日本史編修であつた。其の波及するところ、天下靡然として國體精神に目ざめ、一方には水戸學を生れしめ、幾多の志士を奮起せしめ、依て以て明治維新回天の鴻業を翼賛

し奉るの鴻基を築いた。加之、世を替へ年を経るも、不斷に皇國進展の指導原理として燦然と光りかどやいてゐるのである。

その源泉たる公の精神、思想、人物、人格、詩藻、趣味等をうかどふに足るべき公自身の凡ゆる言説を集録し、名づけて『義公論語』といふ。

是に依て、西山公を如實に認識され、水戸學精神の本源を把握され、特に精神修養の上に裨益あれかしと念願する。

片々たる冊子ではあるが、本書の成るまでには相當の年月を費した。此の間に於て、貴重なる文獻の貸與に、或は疑義の指教に、その他幾多の便宜と指導とを垂れ賜はつた西山久昌寺貫主井上日豊師、前彰考館長雨谷毅先生、恩師三井政善先生に對し、心からなる感謝を捧ぐるものである。

皇紀二千六百二年紀元の佳節

西山に於て 編者 識

凡 例

◇本書は水戸義公の行實に關し、最も信憑すべく、且、權威ある根本資料に就いて、公の精神、思想、人格、趣味、信仰等をうかゞふに足るべき言説を、汎く蒐集採録し、「義公論語」と名づけた。

◇蒐録したる言説の個々につき、其の性質、眞髓を考察吟味し、内實に最もふきはしく、而も判り易い標題を附することとした。例へば、「遙に皇居を拜す」、「臣下の禮」、「佳人薄命」、「青柳の糸」、「花と酒と月と」の如きはそれである。乃ち固くるしさを避け、無味乾燥を斥け、一見内容を暗示し、且、趣味多からしめんとつとめた。而して、其の標題と本文と相待つて、一つくが一小話たるの形態をそなへしめたのである。

◇かうして採録せるもの百七十餘篇に達した。之を排列するに、先づ、「天」、「地」、「人」の三つに區分した。區分の標準は必ずしも論理整然たるものではないが、主として、「天」には、尊皇、愛國、國體、孝道、友愛、謝恩、仁義等に關するもの、「地」には、修養、克己、質實、武士道、明知、理性、折學、識見等に關するもの、「人」には、神道、佛教、儒學、科學、事業、趣味、心境、信仰等を收め、篇と篇との間には出来るだけ脈絡を辿るやうにしたのである。

◇全體を一貫して私の庶幾する處は、索莫たる水戸義公傳の叙述ではなく、詰屈なる水戸學の説明ではなく、公の凡ゆる言説を通じて、其の間に自ら公の精神乃至水戸學精神の把握され、又、水戸義公の眞面目の如實に認識されるやうにしたいといふことである。秩序らしい秩序のない中に秩序を、系統らしい系統のない中に系統を見出されんことを望んでやまない。

◇さて一篇毎に小話の形態をとり、題目の次に老婆心ながら、其の篇の要旨又は注意すべき點を簡明に示し、本文は努めて原文に忠實ならんことを期したが、假名遣ひ、あて字等の著しく異様なのは、現代式に改めたものもある。漢文漢詩等は國文に書き改め、参考として原文を後に附記することとした。

本文中、難解の字句、地名、人名等には振假名を附し、又、必要に應じて略解をも試み、之を欄外に摘出することとした。

◇義公論語であるかぎり、公の言説を主とすべきは言ふまでもないが、その言説のみを單獨孤立に抽出したのでは、前後の事情乃至背景も判らず、従つて言説そのものゝ眞意を把握しがたい恨みのあるものがある。此の種のものに對しては、公の言説を含む一つの篇として採つたのである。

◇公の言説には意味深遠のもの、理解難澁のものが少くない。従つて、私の施した片々たる略解略説の程度

では、意を盡さないものも多々あらう。是等に對しては、よろしく讀者に於て熟讀工夫し、且、檢討攻究されんことを望む。

◇本書は、男女、年齢、職業の如何を問はず、廣く一般人士の座右に於て、時にふれ折にふれ味讀されんことを望むと共に、學生生徒の副讀本又は修養讀本、更に青年男女各種團體の修養會等に於て輪讀用に活用され、以て皇國民の精神鍊成に資せられんことを切に望むものである。

義公論語 目次

(天)

一 遙に皇居を拜す	二
二 臣下の禮	三
三 鐵石の信念	四
四 氣骨稜々	六
五 忠・孝・仁・教	八
六 我が子に諭す純忠	九
七 嗚呼忠臣楠子之墓	一〇
八 眞の忠臣義士	一三
九 後水尾天皇宸翰	一四

一〇 宮中席次	一五
一一 大義名分	一六
一二 修史の大業	一七
一三 公の歡びと惱み	一〇
一四 皇國の尊嚴	二三
一五 日本的矜持	二三
一六 遠征思想	二四
一七 義公孝經	二五
一八 亡き父を偲ぶ	二八
一九 先考の墓に詣つ	二九
二〇 法華經の寫經	三三

二一 先妣の靈前に額づく……………三
 二二 養珠院を慕ふ……………三
 二三 佳人薄命……………三
 二四 子を愛するに教を以てす……………三
 二五 父子の間……………三
 二六 連らなる枝……………三
 二七 愛孫の前途……………三
 二八 涙のしづく……………三
 二九 師傅を思ふ……………三
 三〇 朱舜水先生……………三
 三一 心越禪師を病床に訪ふ……………三
 三二 思ひやり……………三
 三三 青柳の絲……………三
 三四 心づくし……………三

三五 別離の情……………三
 三六 心根を愛す……………三
 三七 人間を救ふ……………三
 三八 物よりも人……………三
 三九 伯夷の高義に感ず……………三
 四〇 襲封の前日……………三
 四一 宿願成就……………三
 四二 天下の楽しみに後れて楽しむ……………三
 四三 高きに驕らず……………三
 四四 僭越を誠む……………三
 四五 公明正大……………三
 四六 總裁を公選す……………三
 四七 身分と自重……………三
 四八 最明寺入道流……………三

四九 和光同塵……………三
 五〇 人の難儀……………三
 五一 信を人の腹中に置く……………三
 五二 人の非を言はず……………三
 五三 寛大・大様……………三
 五四 無言の賞詞……………三

(地)

五五 主従ともに修養……………三
 五六 光陰を惜しむ……………三
 五七 五倫をみだす氣違……………三
 五八 名のかはりたる盜……………三
 五九 質實儉素……………三
 六〇 儉約第一……………三

六一 一つの頭巾四十餘年……………三
 六二 一家の經濟……………三
 六三 外見を飾らず……………三
 六四 廣大無邊の愛……………三
 六五 慈悲……………三
 六六 罪を憎んで人を憎まず……………三
 六七 人倫に目覺めしむ……………三
 六八 惻隱の情……………三
 六九 溫情のはからひ……………三
 七〇 弱者を助く……………三
 七一 名判断……………三
 七二 機智縦横……………三
 七三 機宜の處置……………三
 七四 拍子木の打ち方……………三

目次

七五	大學を出せ、大學を……………	一三五
七六	將軍家の名折れ……………	一三六
七七	剛毅一徹……………	一三七
七八	非理に屈せず……………	一三八
七九	生類あはれみ……………	一三九
八〇	過を改むるに憚らず……………	一四〇
八一	老中の失策……………	一四一
八二	諸士の子弟を誨ふ……………	一四二
八三	武士の本分……………	一四三
八四	節義の嗜み……………	一四四
八五	敵ながらも天晴れ……………	一四五
八六	尊ぶべきは節操……………	一四六
八七	大節小節……………	一四七
八八	武家と學問……………	一四八
八九	學問の眞義……………	一四九
九〇	人の道……………	一五〇
九一	治平に武事……………	一五一
九二	備あるもの憂なし……………	一五二
九三	寸分の隙なし……………	一五三
九四	隊長の器……………	一五四
九五	武士の禮法……………	一五五
九六	堂上の帶劔……………	一五六
九七	農父の稼を觀て……………	一五七
九八	農家の寶物……………	一五八
九九	殿様小作人……………	一五九
一〇〇	日常訓……………	一六〇
一〇一	史館の警……………	一六一
一〇二	書格の銘……………	一六二

(人)

一〇三	批評の仕方……………	一七〇
一〇四	西山の賦……………	一七一
一〇五	詩歌の鑑賞眼……………	一七二
一〇六	實演指導……………	一七三
一〇七	梅里先生碑文……………	一七四
一〇八	無滯着の思想……………	一七五
一〇九	一の說……………	一七六
一一〇	如心の說……………	一七七
一一一	月に對する感懷……………	一七八
一一二	死生觀……………	一七九
一一三	婦人の本領……………	一八〇
一一四	男らしく・女らしく……………	一八一
一一五	知能の評価……………	一八二
一一六	後生畏るべし……………	一八三
一一七	眞の神道……………	一八四
一一八	敬神……………	一八五
一一九	神慮いかゞあらん……………	一八六
一二〇	源氏の氏神……………	一八七
一二一	儒者の本質……………	一八八
一二二	儒中の異端……………	一八九
一二三	中正穩健……………	一九〇
一二四	朱文公を稱す……………	一九一
一二五	春秋の辨……………	一九二
一二六	公の天文学……………	一九三
一二七	博物學を窮む……………	一九四
一二八	植林見識……………	一九五

目次

一二九	殖産興業	二二九
一三〇	更生施設	二三四
一三一	常平倉の創設	二三五
一三二	生活改善	二二六
一三三	汁講	二二七
一三四	體驗の尊さ	二二九
一三五	天災か迷信か	二三三
一三六	迷信非理を斥く	二三二
一三七	釋迦堂の月	二三四
一三八	佛教界の肅正	二三五
一三九	沙門の誠め	二四三
一四〇	禪味	二四四
一四一	我は釋迦宗なり	二四四
一四二	佛道の味得	二四八
一四三	あゝ落飾	二二〇
一四四	公の内證の宗旨	二五二
一四五	佛縁問答	二四四
一四六	公の談義聽聞	二五六
一四七	水戸城中の談義	二五七
一四八	涅槃像の贊	二五九
一四九	日近上人に與ふる疏	二六〇
一五〇	正山師に與ふる書	二六三
一五一	嚴格な精進	二六四
一五二	精進の或る夜	二六五
一五三	主従問答	二六七
一五四	物忘れ	二六八
一五五	三家の知行	二六九
一五六	西山の環境	二七〇

一五七	一抹の寂しさ	二五三
一五八	晴耕雨讀	二五八
一五九	山居の心境	二八〇
一六〇	淺草の長流	二八二
一六一	歌だより	二八三
一六二	鶯宿梅	二八五
一六三	雨中の花	二八七
一六四	夢を夢む	二九〇
一六五	花と酒と月と	二九一
一六六	茶目	二九三
一六七	公の川柳	二九七
一六八	述懐	二九八
一六九	病める老公	三〇〇
一七〇	時鳥を聽きて	三〇四

一七一	生死を超越す	三〇六
一七二	あゝ大日本史	三〇八

【附録】

義公年譜	三一一
------	-----



の

卷

一 遙に皇居を拜す

公の絶対尊皇觀は、單に理念ではなく鐵石の信念であり、實踐躬行であつた。皇居遙拜の如きは其の一例である。即ち夙に皇室の式微、皇道の隱晦をなげき、武門の驕盈をおそれ、若い時代より老後に至るまで、庭上に端座し肅然として遙かなる皇居を拜し、聖壽の萬歳を祝禱し、皇恩感謝の至誠を捧げられたのであつた。

西山公、むかしより御老後迄、毎年正月元旦に、御直垂をめされ、早朝に京都の方御拜あそばされ候。且又、折ふし御はなしの序に、「我が主君は天子也。今將軍は我が宗室なり。あしく了簡仕り取りちがへ申すまじき」よし御近臣共に仰せ聞かされ候。(桃源遺事)

今も尚、常陸太田郷西山莊には、公の皇居遙拜の跡が在りし日のまゝに遺つてゐる。即ち山莊の南庭の芝生の中に平たい岩が埋めてあり、南谷に小さな瀧がある。公は瀧の水で沐浴齋戒し、芝生の平岩の上に端座して瀧の方(京都の方)に向つて、遙拜せられた

【西山公】光圀公、號を西山と稱せられた。其の敬稱【直垂】當時武家の禮服であつた衣服。
【宗室】一族の總本家。

のである。

寛政年間には高山彦九郎、嘉永五年正月元旦には吉田松陰、明治に入つては乃木將軍等が見學に來られたが、何れも大なる感動をされた。げにも尊き遺跡である。

二 臣下の禮

大義名分を高唱された公は、自ら率先して其の實踐躬行につとめ、鞠躬如として臣下の禮を完うせられた。洵に公の人と爲りがうかゞはれる。

毎年三月、勅使江戸へ御下向候節、御城御對顔すみ、御三家へも勅使御出、天子より御太刀被下、勅使退去の後、御家老を御禮使に被遣候は御三家の恒例也。然る所に、源義公の御代に仰せ候は、「官位を昇任仕る者、上京參内なくては可、有事にあらず。況んや、勅使私宅へ被參、御太刀頂戴仕候を、使者を以て御禮申上ぐる儀は、甚だ以て不敬の至り不及言語候。尾州紀州は御同心是なく候とも、此段は大義に候間、御自身は向後定格を御敗り候共、毎度御禮に御越可被

【下向】都より田舎に行くこと。

○公の言を侍臣が聞き取つて書いたもので、敬語を用ひずともよい處に用ひてあ

る。此の項以外にもかうした處々々にある。此の點、注意を要する。

三 鐵石の信念

四

「遊」として毎年の勅使の旅館へ御越し被遊候。總じて、親王大臣の御見舞にも、御禮使としては不敬」として御旅館まで御出であそばさる。親王大臣より來る御書は、いつも必ず御頂戴被遊て、封御開き遊はさる。常に被仰て曰。「御自身の、人に御貴まれ被遊も官位也。官位は貴きものに候へば、又其の上の高官の御方を禮式の通りに貴み被遊間敷道理これなく候。祿高きとて時の勢により、自身に尊大にかまへ申候は、少しも手柄にてはこれなく候。背後のそしりを招く也。記録の面、後の世まで羞を殘す事なり。」と被仰候。(義公遺事)

三 鐵石の信念

大日本史編修に於て、吉野朝を以て正統とし、神功皇后を皇妃傳に列し、大友皇子を本紀に掲げられたのは公の卓見英斷であり、大日本史の三大特筆と稱せられてゐる。併しこゝに落ちつくまでには、史臣中にすら異論があつて、議論百出、容易に決しな

【正朔】正月と朔日、年の始と月の始とをいふ。支那の帝王が國を建てた時は、其の定めた曆を天下に發布し、人民は皆之を遵奉する。故に人民となる事を正朔と稱した。【某が爲に】私のために。【假借せよ】まかせて置け。かんべんして置け。

かつたが、公は剛毅不動、寸毫も所信を曲げず、一切の責任を一身に背負つて裁決せられたのであつた。

嘗て彰考館を置き、才俊を招致して編修檢討す。神功皇后を后妃に列し、大友皇子を本紀に掲げ、正朔を南朝に繋ぎ、三神器京師に入るに及んで、始めて統を後小松帝に歸するが如きは、皆公の卓見なり。(義公行實)

正統の義、史臣或は公を規る者あり。公聽かず曰く、「唯、此の一事は某が爲めに假借せよ。天下後世、我れを罪する者ありと雖も、我れ豈に筆を曲げんや。」(修史始末)

嘗置彰考館。招致才俊。編修檢討。如列神功皇后於皇妃。掲大友皇子於本紀。繋正朔於南朝。反三神器入京師。始歸統於後小松帝。皆公之卓見也。(義公行實原文) 正統之義。史臣或有規公者。公不聽曰。唯此一事。爲某假借。天下後世。雖有罪我者。我豈曲筆哉。(修史始末原文)

三 鐵石の信念

五

四 氣骨稜々

寛文年間、幕府は林恕に命じて、本朝通鑑を編輯せしめた。寛文十年夏脱稿し、之を刊行せんとするに際し、偶々御三家の諸公に示した。公(四十三歳)は其の中に看過し難い一項を發見し、憤然として所信を披瀝し、峻烈なる態度を以て完膚なきまでに論破された。公の學殖識見、殊に尊嚴なる國體擁護の爲めには寸毫も假借する處のない態度は、眞に孟子の富貴不能淫。貧賤不能移。威武不能屈。此之謂大丈夫の概があつた。

弘文院學士、林恕教を奉じて、本朝通鑑を撰す。この夏(寛文十年)に至りて書成り、幕府に獻す。公(義)尾紀二公と共に、月朔を以て幕府に朝謁す。

たま〜國老旨を稟けて、將に通鑑を梓人に授けんとするに會ひ、先づ奉じて諸公に示す。諸公皆修撰の效績を賀す。

公偶ま一二卷を繙閱す。其の日本の始祖は吳の太伯の胤なりと言ふに至り、愕然

【教】さしづ
命令。
【尾紀二公】
尾張侯光友卿
と紀州侯光貞
卿。
【月朔】月の
はじめ。
【國老】老中
梓人書物

の版木を彫刻する人。
【繙閱】書物をひらいて讀む。
【吳の太伯】周武王の曾祖父、夏父の長子、父の意を悟り、荆に奔りて文身斷髮し、式季歴に讓る。周天子に及ぶ其後を吳に封ず。
【天朝】朝廷の敬稱、皇朝の姫姓。三代の周の姓。
【憑據】よるべき證據。
【神明】天照大神。
【西土】支那の敵國禮。西敵等の禮。
【勾吳】國の名、史、太伯之奔、荆蠻。

として卷をすて、曰く、「是れ何の言ぞや。異邦の書の如きは或は天朝を稱して姫姓となさん。全く傳聞の訛に出づ。憑據するに足るもの莫し。後醍醐帝の時、一妖僧有り。書を著はして此の説を持す。詔して其の書を焚きたり。

夫れ本朝は自ら國史有り。詳かに帝皇の迹を記す。なんすれぞ此れを捨て彼れを取り、以て神明の統を汚すか。古へは天朝聘を西土に通す。日出づる處の天子、日没する處の天子、稱へ謂ふ敵國禮を用ひしと。稱するに勾吳の後といふ如きは、則ち神州の大寶、異域の附庸と爲すを免れず。豈に悲しまざらんや。

方今文明の運、遠く前古に邁む。而るに教を下し國書を修むるに、此の無稽の説を采り、これを天下に播けば、亦た醜を萬代に遺さざらんや。愚謂ふ。宜しく速に林氏に命じて、以て刊正を加ふべし。諸君以て如何と爲す。

二公及び諸老、皆公の確言に服す。こゝに於て梓行の命を停む。(修史始末)

弘文院學士林恕。奉教撰本朝通鑑。至是夏書成。獻幕府。公(義)與尾紀二公。以三月朔朝謁幕府。適會國老稟旨將授通鑑於梓人。先奉示諸公。諸公皆賀修撰效績。公偶繙閱一二卷。至其曰日本始祖吳太伯之胤也。愕然發卷曰。是何言也。如

【附庸】大國に附屬する小國。
【無稽】よりどころなし。
【刊正】けづり正す。

五 忠、孝、仁、教

異邦之書。或稱天朝爲三姬姓。全出傳聞之訛。莫足爲憑據。後醍醐帝時。有二妖僧著書持此說。詔焚其書。夫本朝自有國史。詳記帝皇之迹。奚爲舍此取彼。以汚神明之統乎。古者天朝通聘西土。日出處天子。日沒處天子。稱謂用敵國禮。如稱曰勾吳之後。則神州大寶。不爲免爲異域附庸。豈不悲哉。方今文明之運。遠邁前古。而下教修國書。采此無稽之說。播諸天下。不亦道醜萬代乎。愚謂宜速命林氏以加刊正。諸君以爲如何。二公及諸老皆服公之確言。於是遂停梓行之命。
(原文)

五 忠、孝、仁、教

公の偶作に次のやうな詩がある。常に公の睡裡にあつたものは、忠、孝、仁、教であつたことが知られる。

君に事ふるには、忠を以てし、
親に事ふるには、孝を以てし、

民を撫するには、仁を以てし、
子を愛するには、教を以てす。
(常山文集)

事君以忠。
事親以孝。
撫民以仁。
愛子以教。
(同上原文)

六 我が子に諭す純忠

元祿三年の冬、公致仕して故郷に歸るべく、江戸邸を發するに方り、詩を賦して若殿綱條公を教訓せられた。これこそ「子を愛するに教を以てする」もの。而も純忠を諭すところ公の公たる所以。又、家庭教育の美はしさを思はされる。

嗚呼汝つゝしめや。
國を治むるには必ず仁に依れ。

六 我が子に諭す純忠

七 嗚呼忠臣楠子之墓

【閨門】家庭内の風儀。
 【五倫】君臣父子夫婦長幼、朋友の間がら守るべき道。義、親、別、序、信。
 【且暮】あけくれ。

禍は閨門より始まる。
 慎みて五倫を亂す勿れ。
 朋友には禮儀を盡し、
 且暮忠純を慮れ。
 君、君たらずと雖も、
 臣は臣たらざるべからず。(常山文集)

嗚呼汝欽哉。治國必依仁。禍始自閨門。慎勿亂五倫。朋友盡禮儀。且暮慮忠純。君雖不爲君。臣不可不爲臣。(同上原文)

七 嗚呼忠臣楠子之墓

公の純忠の至情は、彼の大楠公を湊川原の草の蔭に空しく眠らしめるに忍びず、之を世上に顯揚すべく、茲に一大建碑となつたのである。當時、此の事に奔走した廣嚴寺

の住僧に寄せられた書。更に建碑當時の事情の一端は左の参考の通りである。

攝州兵庫廣嚴寺千巖師に寄す。

久しく聞く、嗚雷耳に轟くを。たゞ憾むは未だ披雲を遂げざるを。明河の望、耿々依々たり。嚮に楠子の荒墳を修するや、就て碑面に題せんことを請はる。予冠せしむるに、嗚呼の二字を以てせり。蓋し延陵の季子の例に倣ふ。當るや當らざるや。恐るゝは後人の嘲らんことを。慄慄少からず。師の了了たるに非ざれば、誰か千歳の枯骨に肉んや。曷ぞ感激の至りに勝へん。邂逅何れの日ぞ。渴塵萬斛。不宣。(常山文集)

寄攝州兵庫廣嚴寺千巖師

久聞嗚雷轟耳。惟憾未遂披雲。明河之望。耿々依々。嚮修楠子之荒墳。就請題碑面。予冠以嗚呼二字。蓋倣延陵季子之例。當耶不當。恐後人之嘲。慄慄不少。非師了了。誰肉千歲之枯骨乎。曷勝感激之至。邂逅何日。渴塵萬斛。不宣。(同上原文)

建碑弔正成

元祿五年の秋にてぞ侍りし。楠正成は忠義始もつばらにして、王事に死したる人ながら

七 嗚呼忠臣楠子之墓

【嗚雷耳に轟く】こゝでは名聲の意。
 【明河の望】明河は天の川、其の東岸にある牽牛星と、西岸にある織女星とが、一年に一度相會ふを欲するやうな切なる望み。
 【耿々】心安んぜず。
 【依々】思ひしたふ。
 【延陵の季子】延陵は地名、今の江蘇省武進縣の治。春秋の時吳の季札此に居り延陵季子と稱する(慄慄)はづる(慄)。
 【了了】きとし、理解、聴

【明】
【避通】めぐ
【濁塵】熱望
【萬斛】多々

七 嗚呼忠臣補子之墓

一一

墓表のあらざるを、西山公ねんき事におぼして、佐々介三郎宗淳を攝津國漆川につかはされ、碑をたて、田地をその近邊にもとめて、廣嚴寺に寄附せられ、永冥福を修し侍るべきよし命じ玉ひぬ。その碑面の八字は、うすき紙に御みづから筆を染てつかはされけり。

嗚呼忠臣補子之墓

碑陰には、曾て舜水先生のかゝれし正成畫像の讚辭を刻まれたり。

忠孝著乎天下。日月麗乎天。天地無日月。則晦蒙否塞。人心廢。忠孝。則亂賊相尋。乾坤反覆。余聞補公諱正成者。忠勇節烈。國士無雙。其行事不可概見。大抵公之用兵。審強弱之勢於幾先。決成敗之機於呼吸。知人善任。體士推誠。是以謀無不中。而戰無不剋。誓心天地。金石不渝。不爲利回。不爲害怵。故能興復王室。還於舊都。諺曰。前門拒狼。後門進虎。廟謨不臧。元兇接踵。構殺國儲。傾移鐘鼎。功垂成而震。主策雖善。而弗庸。自古未嘗有。元帥妬前。庸臣專斷。而大將能立功於外者。卒之以身許國之死靡佗。觀其臨終訓。子從容就義。託孤寄命。言不及私。自非精忠貫日。能如是整而暇乎。父子兄弟世篤。忠貞節孝。萃於一門。盛矣哉。至今王公大人。以及里巷之士。交口而誦說之不。衷其必有。大過人者。惜乎載筆之者。無所考信。不能發揚其盛美大德耳。

○右以下は公の附記である

【司馬遷】漢の史記を撰す。十卷、上は軒轅に始まり、下は漢の武帝に至る。十二本紀、三十表、八書、三十世家、七十列傳に分つ。【紀信】漢の忠臣、項羽に圍み、事急なるに及び信は偽つて高祖になり代り、出で、高祖は脱して助かる。信は怒つて信を創業の帝を稱

右故河攝泉三州守贈正三位近衛中將補公養明徵士舜水朱之瑜字魯璣之所撰勅代碑文。以垂不朽。(年山紀聞)

八 眞の忠臣義士

公は嘗て司馬遷の史記を批評せられた。其の忠臣義士觀がよくうかゞはれると共に、歴史觀も察せられる。

司馬遷が史記を見るに、忠臣義士功名高き人の傳くはしく之を載す。然れば漢の紀信は高祖の身がはりに立て身を火に亡ぼせり。當時紀信なかりせば、高祖の命保ち難からん。かほどの大忠臣を何ぞ列傳に特に載せざるや。或る人、紀信はたと此の一事のみにて、其の外の事實知れざる故に、特に傳を立てずといふ。大なる誤なるべし。一事とても天下無雙の大忠節誠に百戰百勝の功よりも勝れたり。如此の人は世、蕭曹、張陳が傳とならべ立つべきものなり。傳短しとて省くべ

八 眞の忠臣義士

一三

からず。萬世の教を垂る史記、此の一傳を缺くこといと残り多し。後の史、晋書唐書の類に、さのみ功名もなき短き傳ども多くあり。省くにはしかじ。(西山隨筆)
 「文王は聖人なり。武王は聖と申し難し。伯夷が諫めしこそ正道なれ。武王篡弑の議免れ難し。又書經を見るに、殷を伐つ時様々諛言多く、殷を伐つて後も民の懐き難かりしを言辨多くなだめられしこと、堯舜にあるまじきことなり。夫れ大義の正道は言辨(いひわけ)を用ひず。(同上)

九 後水尾天皇宸翰

或る時、久昌寺へさる人から 後水尾天皇の宸翰を寄贈された。公は大に喜び、之を極めて鄭重にされた。かうした處にも、公の尊皇心がよくうかゞはれる。

八月二十二日、雨

後水尾院宸翰、釋迦牟尼佛壹幅、赤林三郎兵衛殿より御納めあるよしにて、寺社

【無雙】なら
 【高祖】漢の
 【張陳】同前
 【纂弑】下の
 者が上の者を
 殺して、其の
 後をつけつぐ
 こと。
 【言辨】いひ
 わけ。

【赤林三郎兵衛】水戸の家臣にして久昌寺の信者。
 【御納め】久昌寺へ奉納のこと。
 【寺社方】寺社奉行所のこと。

方より申し來るなり。

同 二十三日 陰雨

寺社方へ返書するなり。勅書拜す。明日方御拜覽に入るべしと思ひしなり。

同 二十四日 雨

御殿へ上るなり。後水尾院宸翰御拜覽に入る。「悦なるものなり。山の重寶なり。

大事に致し置くべし。」との上意なり。(日乘日記、元祿十二年)

一〇 宮中席次

公、平素禮儀作法を重んじ、別して名分を正しくされたことは次の言動に依てよくうかゞはれる。

嘗て、公は「自分が人に貴ばれるのは官位である。官位は貴いものであるから又、其の上の高官の御方を禮式通りに貴ぶべきである」と言はれた。(臣下の禮參照)それとこれと洵に言行一致である。

一〇 宮中席次

【御拜覽】に入る【公】にお目にかける。
 【御殿へ上る】西山莊に伺候したること。
 【悦なるもの】うれしいこと。
 【山の重寶】久昌寺の大切な寶物。

【坐次】 席次のこと。

○三家の中は、尾張、紀伊、最上位は正三位、水戸家は従三位、代々三々それであつた。但し初代は頼房公であつた。正三位で居た。

【蚤くより】 公十八歳伯夷傳を讀んだ時のことであると言はれて居る。

越後の光長朝臣の御家中騒動に付、家臣荻田主馬、小栗美作を江戸の御城へめし御前に於て對決仰付られ候節、綱豊卿甲、御三家の御方も其の席に御詰め遊ばされ候處に、此節の御坐次は、御三家の下へ綱豊卿御着座の處に、西山公達て仰られ御座を綱豊卿へ御譲り、西山公は次の座に御着なされ候。此の時綱豊卿は正三位西山公は従三位にて御座なされ候によつて也。(桃源遺事)

一一 大義名分

公が修史に志されたのは十八歳(正保二年)、着手されたのは三十歳(明暦三年)の時である。彰往考來は公の歴史觀である。更に歴史は單なる日記雜録ではなく理想の顯現にあらねばならぬ。理想の顯現は實に大義を正し名分を明らかにするにあつた。即ち尊嚴なる國體を宣明し擁護し、社會の秩序を保ち、皇國の進展を期するにあつた。

蚤くより史を編むに志あり。然れども書の徴とすべきもの罕なり。爰に搜り爰に

【裨官】 民間の物語等を集めた書物。
【皇統を正閏】 天祖の神勅、神器所在により南朝を以つて正統とし、北朝を以て閏統としたこと。
【人臣を是非し】 臣民の是非善惡を論定したること。孔子の春秋の筆

購ひ、之を求め之を得、微しくおとこ邊むに裨官小説を以てす。實を據ひ疑を闕き、皇統を正閏し、人臣を是非し、一家の言を輯め成す。(梅里先生碑陰文)

自蚤有志于編史。然罕書可徴矣。爰搜爰購。求之得之。微邊以裨官小説。據實闕疑。正閏皇統。是非人臣。輯成一家之言。(同上原文)

一二 修史の大業

大日本史編纂は公畢生の大業であり、また難業であつた。抑公は常に皇室の陵遲を慨き、幕府をして大政を奉還せしめ、皇運を挽回せんとする志があつた。「人見雜記」に、「水戸義公は古今の明君なり。皇家へ政を返し奉り、大統を正す御志ましまし、池田新太郎光政と申合せ給ひし書の往復もありと。渡邊昌庵云へり。其の後、水戸出生の盲人直都が語りしは、黃門様には平親王將門が如き思召も有りしよし國人申傳るといへり。義公の如き明君いかで將門如き不臣の事思召さるべき。皇代に引戻し玉はんとの御志を取違へて申すなるべし」。

公が天皇親政に心を寄せて居られたることは右の通りであるが、さはいへ、當時幕府は未だ大失政があつたといふのでなく、一擧に公の思ふ通りにもならず、従つて大政奉還の議も急には決行され難きを知り、隠忍して敢て露はさず、専ら大日本史の編修に依て大義名分を正し、更に「禮儀類典」を編んで皇室の儀節を明かにし、其の他、山陵を修するなど、皇室の彌榮、皇威の振張に専念し、以て王政復古の鴻基を肇造されたのである。

かうした大業難業であつただけに、遅々として進まず、且暮これが氣が、りであつた遂に公一代のうちに成らずして致仕し、次代の綱條公に引き繼がれた。その時公が綱條公に切望された深刻の叫び。

十月十四日(元祿三年)、公老い、肅公襲封す。公、肅公に謂つて曰く、「我れ今日に至り、志願畢はんぬ。また何をか言はん。たゞ史館の修撰、壯より創むる所にして猶、未だ成るを告げず。是れ憾むべきと爲すのみ。夫れ孝は父の志を繼ぐより大なるは莫し。君よくこれを思へ。肅公唯と稱す。史修始末)

【肅公】水戸三代綱條公。
【史館】彰考館のこと。大日本史の編修所。
【唯】恭しくうけたまはすことば。

十月十四日(元祿三年)。公老。肅公襲封。公謂肅公曰。我至今日志願畢矣。復何言。惟史館修撰。自壯所創而猶未告成。是爲可憾耳。夫孝莫大於繼父之志。君善思諸。肅公稱唯。(同上原文)

何としても公の氣がかりなのは修史の事業。さればにや元祿九年五月六日佐々宗淳等にも衷情を漏らされた。

公、宗淳等に謂つて曰く、「凡そ紀傳の書、屬稿難からず。而るに校訂殊に功力を費し、今本紀の校讎將に漸く緒に就かんとす。列傳は則ち草稿未だ完からず、若し本紀稿畢らば、傳を校するを須ひす。宜しく速に其の未だ成らざるものを草すべし。我れ年稍々老いたり。未だ死せざるに及び、全書の稿成るを見んと欲す。校訂補正に至りては、則ち延べて嗣君或は世子の世に至るも、亦晚しと爲さざるなり。(水府系纂)

公、謂宗淳等曰。凡紀傳之書。屬稿不難。而校訂殊費功力。今本紀校讎將漸就緒。

【紀傳】大日本史中、歴代天皇の御傳を本紀といひ、臣下の傳記を列傳と稱したる即ち本紀と列傳の稱。
【校讎】かんがへ調べる。讎は二人相對して引合はせ誤を正すこと。
【世子】貴人の嫡子のこと。大名等の世嗣。
○公の焦慮、目に見るやうである。

列傳則草稿未完。若本紀校畢。不須校傳。宜速草其未成者。我年稍老。欲及未死見全書稿成。至校訂補正。則延至嗣君或世子之世。亦不爲晚也。(同上原文)

一三 公の歡びと惱み

修史の大業は公一代だけでも實に四十四ヶ年を費されたが、まだ前途遼遠であつた。後を嗣いだ綱條公は之を進捗させて父君を安んぜようと、史臣を督勵し慰撫し、非常な努力を拂はれた。之に對して公は涙を流して喜びながらも、また史臣の健康を氣づかつたり、遠慮の前途を想うたり、その苦慮は一通りではなかつた。左の書翰は當時の執政藤井紋太夫(德昭)に送られたのである。藤井紋太夫は後に(元祿七年十一月二十三日)公の手に依て誅せられることになつたが、この頃はまだ史館の役人として活躍してゐたのである。

雖嚴寒候、益御堅固、每々勤仕之由、珍重此事候。閨中息達無事候や。次而候はゞ傳言申度候。

【閨中】 妻君
【鏤骨】 骨に
きざみつける

深く感動したること。

【曹大家】 後漢の班昭、彪の女、班固の妹、曹壽の妻、著は漢書を終へずして卒した。帝は昭に詔して、東觀に就いて、成さしめ、後宮に入れしめ、諸貴人を號して曹大家といふ。

然者、年來編集之史、致便々出來兼申候付、愚老素志中將殿御察、一刻も早く出來候様にとの事にて、史臣毎日相勤候様にと被仰出候。令承知感涙鏤骨、誠可謂體親心乎。

然共、大暑大寒之節、其上末久敷事に候得ば、恐史館衆中不覺勞役して病氣など指出候はゞ、却而編集之障にも成候半敷、將亦、當分遂成功候半とて、小成共相違成る誤候はゞ、後世之嘲難、遁候間、少々延引に成候とも、成程細密に遂吟味候様にと存候。談史國書も、司馬遷、曹大家、繼武爲全書申候。有此父有、此子、遂に可遂成功候。遲速之幸不幸は委任天命候。

右之趣、宜料簡候て、以次達羽林可給候。不宣謹言。

仲冬 十日

西山 隱士

光 罔

藤井紋太夫殿

(桃蹊 雜話)

一四 皇國の尊重

元祿三年七月、五代將軍綱吉が、聖堂を湯島に建てた時のこと。當時の人々は支那崇拜者ばかりであつた中に、公の皇國尊重は斷然、異彩を放つてゐた、彼の大日本史の構成形式は司馬遷の史記に倣ひ、其の表現形式が漢文である爲に、とすれば支那崇拜のやうに誤認する者もあるが、内容は全然純日本制的のもので、神州の道を奉じ西土の教を資つたのである。これ等と軌を同じくして公の眞意の一面をほのめかしてゐる。

【大樹公】 將軍に對する敬稱。時の將軍は綱吉公。
【唐國】 支那の國。
○是れは、語ではないが、語以上の語であると思ふ。

武州江戸御茶の水と云ふ所に、大樹公聖堂を御建て遊ばされ候に付、諸大名より書物奉納なされ候處に、皆、唐國の書を御納め候由、西山公には、日本紀、續日本紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄、古事記、舊事紀、右の七部の書を謬を正し、俗字等まで御吟味なされ、總じて書寫仰付られ、御奉納なされ候。(桃源遺事)

一五 日本的矜恃

公は支那に對する明確なる認識を有し、一方には尊重を拂ふに吝ならぬと共に、飽くまで日本的矜恃を失はれなかつた。眞に日本主義者であつた。

毛呂己志モロコシを稱して、文字に著はすには、震旦しんたんとか、支那と書すべし。漢といへば劉漢に限り、唐といへば李唐に限り、明といへば朱明に限り。一代の國號を萬世用ふべからず。然るに、震旦、支那は西域より唱ふる言として、嫌ふは偏見なり外國は外國の言に隨ふこと多し。或は彼方の俗語に隨ひ、唐山と稱してもよかるべし。(西山隨筆)

毛呂己志を中華を稱するは、其の國の人の言には相應なり、日本よりは稱すべからず。日本の都をこそ中華といふべけれ。何ぞ外國を中華と名付けんや。その謂

【震旦】 印度で支那をよぶ稱。梵語の音譯。
【劉漢】 劉は漢代始祖の姓。
【李唐】 李は唐の始祖の姓。
【朱明】 朱は明の始祖の姓。
【西域】 中央亞細亞及び印度地方の稱。
【中華】 世界の中央に位置する文明國の意。支那人が自國を誇つて自國を稱したる中華を稱したる。

り相勤むべく候。若し不行義なる體承り候はゞ、品により急度申付くべく候。

【襦袢の内】
極めて幼い時

【二六時中】
晝夜、四六時
中のこと、昔
の一時は二時
間。

【十方】
四方
と四隅と上下
と、世界全體

【けりやう】
假令、おほよ
そ、かりそめ

出来し本にて候得ば、我身より大切なる義に候。其上、襦袢の内より膝下に撫育せられて、成長の後も二六時中忘るゝ隙なくあはれがり、誠に念頃なる志し、泰山よりも高く、滄海よりも深く候。これに離れ候はゞ、十方を失ひ、諸事を打捨て、一筋の悲しみに心腸を傷裂する程に覺え、幾年月過ぎ候ても、名残り惜しきは止み候べきや。然るに當代の風俗、其の砌は哀傷の顔色これ有り候得共、程過ぎ候へば最早父母の事は打忘れ候て、己が氣儘を振廻ひ、僅に五十日をさへけりやうに致し、深く歎き候者を見ては、結句鈍なる事の様に申し、ケ様の儀に氣の弱きは武士の法にあらず、女童などゝ譏り候。放逸無悲の有様には是非なき風俗、なげきても餘り有る事に候。

今、友達などの介抱を得、心ざし深き者これ有り候得共、それも父母の恩愛には

【慇懃】
てい
ねい。

日を同じく語らぬ事にて候得共、慇懃の禮法を述べ、心にも忘れ難く存じまじく候や。まして父母には如何様の報恩を致し候ても盡きぬ事にて候得共、父母情餘り深くして其の僉議に及ばず候故、其の儀はななくとも名残を惜しみ、泣き悲しみ候は子たる者の心、恩を思ひ、情を感じて、何とも忍びえぬ故に候。死したる人に益の有ると無きとの穿鑿に及び申すべき事にてはこれ無く候。

【かこつけ】
ほかの事に理
由をくつつけ
ること。

又、武士は戰場に掛けては親をも打たせ、子をも討たする習に候得ば、左様に心弱きは武士の法にあらずとの申分こそ、尤なるかこつけにて候得共、是程の事にさへ悲しみを知らずしては、君の恩、人の情思ふべしとも存ぜず候。何程氣強にして武士の法に叶ひたると、己こそ存すべく候へ共、一向に頼母しからぬ士に候又、兄弟は幼少より一所に育ち、一日も相離れず左右の手の如くなるものにて、親に次ぎ候ては誰か兄弟程親しき者の候はんや。其の外親族も何も筋目候へばこそ、平生申す通りに候所、相果て候て一向に歎く氣色もなく残念にも存ぜざらん人は、平生眞實ならぬ心の程も知られ候。尤も恥かしき事に候(義公命)

一八 亡き父を偲ぶ

親思ひの公は老年の後も、山莊の墟邊に於て、侍臣等に在りし日の父の武勇を語り、又年頃の老人を見ては、亡き父を偲ぶるのであつた。水戸學の一原理たる忠孝一本の道徳觀は單なる理念ではなく、公の人格であり實踐であつた。眞に忠臣は孝子の門に出づ。

九月二日、晴（中略）

午時、蓮乗寺來る。紙壹束持參、中啓、西山へ御禮に參らる。申刻、西山へ蓮乗寺同道して可參由仰被下。則參る。縁と泉ども同道し侍る也。夜更る迄御前にありて歸る。

今宵、故中納言殿の御事、いろ／＼武勇の御物がたりありし。（三日、四日省略）同、五日、晴

【蓮乗寺】常陸東茨城郡古宿の蓮乗寺（法華宗）の住職をさす。
【中啓】親骨の上端を外へそらした扇子を盛んでもなれば啓いたやうに見える。
【縁と泉】縁は日乗の弟子慈縁、泉は同了泉のこと。
【故中納言殿】公の父、頼房公をさす。

【田渡】常陸久慈郡田渡村今は機初村大字田渡。
【壽性寺】壽松院の誤りである。田渡村にある曹洞宗耕山寺の末寺。
○亡き父君と同年の人を見て、父を懐ひて、父を慕ふ公の至情。公、此の時六十六歳である。

昨日の如く御殿にいづる。今日又田渡に被^{たわたり}爲成。御川がりありし。壽性寺の川の前にて御酒まいる。其後、隱居の老僧へ御入ありし。年九十一とやらん。公、御歌ありし。

「いにしへを思ひぞ出づるたらちねの年にひとしき人を見るにも」

是は故中納言殿御年同然の老僧なればなり。暮に及びて歸御、夜更て歸寺。（日乗元祿六年）

一九 先考の墓に詣づ

寛文七年、公四十歳、亡父の墓に詣でられた時の詩。一つは貞享四年公六十歳の時の詩。尙一つは兩親の墓に詣でられた時の歌。孝子義公の面影が偲ばれる。

先考の墓に詣づ

夙に水戸より歩いて、

一九 先考の墓に詣づ

一九 先考の墓に詣つ

【粟々】たぐさんならんでゐること。

【冥々】暗いこと。

【濃露】濃やかなる露。

【瞬息】またたきする時間、ひといきする時間、わづかの時間。

【彈指】極めて僅かの時、つかのま。

敬しみて先考の墓を拜す。
粟々として碑空しく残る。
冥々として影住ます。

愁ひは結んで悲風を起し、
涙は滴つて濃露を翻す。

瞬息七年の前。
彈指且暮の如し。(常山文集)

詣先考之墓

夙従水戸歩。

敬拜先考墓。

粟々碑空残。

冥々影不住。

愁結起悲風。

涙滴翻濃露。

瞬息七年前。

彈指如且暮。

(同上原文)

丁卯元旦 貞享四年

今歳我れ父を遯えて一年。

【壽夭】ながいきとわかじに。
【木主】位牌のこと。

壽夭前後命か天か。

父何ぞ我れに先きだち、我れ何ぞ後れし。

涙を春風に濺ぐ木主の前。(常山文集)

丁卯元旦 貞享四年

今歳我遯父一年。 壽夭前後命耶天。

父何先我我何後。 濺涙春風木主前。(同上原文)

先考先妣の御墓へまゐり、香をたき花を手向などして、ありし世のことおもひいでしのびけるあまりに、口にまかせてかきつく

わくらばにとふ人もなき山の奥に

ひとりも君をすてゝ行く哉。

ありし世の面影ならでふるつかに

しるしの石を見るぞ悲しき。(常山詠草)

寛文元年七月二十九日頼房公卒せらるゝや、公は厚く瑞龍山に葬られた。同じ年の十一

一九 先考の墓に詣つ

月十四日先妣靖定夫人(谷久子、法號久昌院)卒せらるゝや、水戸向町深大山經王寺に葬り、寺號を久昌寺と改め菩提寺とせられた。延寶五年に常陸西山に久昌寺新築成り、水戸より此處に移轉するに際し、靖定夫人の墓を瑞龍山に移轉し改葬せられた。(久昌寺記)
 されば右の二首の作の年代は明らかでないが、上述の事情より推して、延寶五年頃の事と思はれる。即ち先考先妣の墓に詣でられた時のことである。

二〇 法華經の寫經

延寶五年、公、久昌院の爲に久昌精舎を建立されるや、炎暑酷烈の候、早晨沐浴齋戒、衣冠束帶、一字三禮の赤誠をこめ、三十有餘日を費して、法華經全部を書寫し、之を嚴飾して一大寶塔となし、久昌寺佛殿(經王殿)の本尊として安置せられたのである。現久昌寺(常陸西山)山頭、「義公廟」室内に嚴存せるものは即ち是れである。

法華經の後に書す

右、大乘妙典一部十卷、文字八萬三千九百九十二言、板の數三十枚を膺寫するも

【大乘妙典】
法華經。

【顯妣】じき
母の敬稱。

【靖定夫人】
公の生母、谷
久子の方のお
くり名。

【孝子】父母
の祭祀に子の
自稱する語。

【弘願】ひろ
く大いなる願

【哀戀】かな
しみ。

の、顯妣、靖定夫人、谷氏、諱は久子、法號久昌院心周日ちんに奉爲す。

孝子光圀、筆を七月十八日に始め、功を八月廿三日に終る。是に於て恭敬莊嚴し

以て堂上に安んず。既に弘願を哀戀に發し、謹みて冥福を英靈に薦むと爾云ふ。

(常山
文集)

書法華經後

右膺寫大乘妙典一部十卷。文字八萬三千九百九十二言。板數三十枚者。奉爲顯妣靖定夫人谷氏諱久子法號久昌院心周日ちん。

孝子光圀。始筆七月十八日。終功八月廿三日。於是恭敬莊嚴。以安堂上。既發弘願於哀戀。謹薦冥福於英靈。云爾。(同上原文)

右の本尊寶塔は久昌寺建立と共に、佛殿に安置されてあつた。明治二年華華寺へ合併移轉となり、(現久昌寺)、寶塔は現久昌寺本堂の一隅に安置されてあつたが、如何にも勿體ないので、貫主井上日豐氏の發願と有志の協賛により、寺後の山上に耐震耐火の莊嚴な堂を建て、こゝに遷座されたのは昭和十六年十一月二十二日である。事、天聽に達し畏くも御下賜金の御沙汰があり、更に、高松宮、久邇宮、伏見宮、北白川宮より、それ

それ御下賜金があつた。其の光榮何物か之に如かん。全く純忠義公の芳躰の然らしむる處である。

二一 先妣の靈前に額づく

久昌寺を建立されたのは公五十歳の時であつた。當時天下の副將軍として寸暇なき身を、將軍より暇を請ひ、郷國に下りこの寺に参拜されるのが毎年の例であつた。

十四年の後、即ち元祿四年（公六十四歳）に寺の山裏に、さゝやかな山莊を營んで隠棲された。西山御殿といひ西山莊と稱するのはそれである。何の目的で、又どうして此の地を選ばれたかは、自ら史料されよう。

以來十年殆んど日課のやうに山莊から山道を通つて寺へ参拜せられたが、最終の参拜は十一月十四日（亡き母君の忌日）で、實に公の逝去前僅に二十日であつた。

十四日、晴（中略）

久昌院大姉御正忌月當日。御法事四角法用、導師乘、維那縁也。（中略）

○久昌院の逝去は、寛文元年十一月十四日である。日乗の事。縁の事。慈縁の事。日乗の事。弟子。

大殿様御成。己下也。御供、玄桐、朝比奈半次。御下輿は食堂後迄。御装束御道服、御さしぬきゑんひ也。

經王殿にて御焼香、御座拜、次に御位牌の前御焼香、御點茶、御座拜歸御。乗を召して「今日御参も成間敷と思召しに、御悦有る」由御意也。

何となく涙落し也。（日乗日記、元祿十三年十一月）

公は平素久昌寺へは山路を徒歩で颯爽として参拜されたのであるが、今日は病重く、駕籠に乗つて、参拜されたのである。日乗を呼んで痛々しく語られたのは「此の頃は病が重くて、連も参拜は出来まいと思つてゐたのに、母上の命日にかうして、とにもかくにも参拜の出来たことは、まことに嬉しく思ふ」といふのである。

二二 養珠院を慕ふ

養珠院夫人は父頼房公の生母、即ち公の祖母にあたる。幼少の頃愛撫せられ其の感化も少くなかつた。其の靈前に詣で、懷舊思慕の情を述べられた詩。

二二 養珠院を慕ふ

【玄桐】井上玄桐、諱は玄桐、號を挹翠といふ。京都の人。初め寺井玄東と稱した。天保二年、義公に仕へ、儒醫を以て左衛門に任ぜられた。右に近侍した。公の薨後、辭して京都に歸り、元祿十五年歿す。【朝比奈半次】西山莊の侍臣。【經王殿】久昌寺の佛殿。【乗を召して】私（日乗）を御召しになつての意。

【養珠院】康公の夫人、お萬の方、はじめ蓮華院といひ、後、養珠院といふ。

赫々たる日心偏に照臨し玉ふ。

廟垣清淨にして塵侵さず。

牌前猶ほ拜す舊時の貌。

敬て蘋蘩を薦むれば涙襟を濕す。(常山文集)

赫々日心偏照臨。 廟垣清淨不塵侵。

牌前猶拜舊時貌。 敬薦蘋蘩淚濕襟。(同上原文)

二三 佳人薄命

公の夫人は、近衛信尋公の息女、尋子姫、信尋公は畏くも後陽成天皇の第四皇子にま
しました。臣籍に降り近衛家を繼がせられた。されば姫は皇孫にあたる。而して學
徳高く才色兼備の方であつた。承應三年、公二十七歳、姫十七歳の時華燭の典を擧げ
られた。げにも東男に京女の伉儷であつたが、佳人薄命の諺にもれず、夫人は同棲僅
に五年。萬治元年閏十二月二十三日、二十一歳を一期として此の世を早うせられた。

【日心】養珠院の日號。【舊時の貌】在りし日のおもかげ。【蘋蘩】うきくさと、しろよもぎ。左、隱三「荷有」明信「澗溪」沼津之毛、蘋紫、蘩藻之菜(中略)可薦干鬼神、可薦蓬子王侯。」

【近衛信尋公】近衛左大臣信尹卿がその繼嗣と爲されたのである。極めて賢明な方で茶事を好まれ、正保年中入道して應山と號された。

公の悲歎は夫人の歿後間もなき元旦にもされた左の祭文に依て察することが出来る
かくて公は夫人に死別されて後の長い生涯に、さびしい獨身生活を守りつゞけられた
のは、亡き夫人に對し操を立てられたのであらう。家庭的には不運な公であつた。

元旦藤夫人を祭る文

維れ萬治二年、歲己亥に次り、春正月元日、源光圀謹みて酒を酌ぎ香を燒き、敢
て昭かに夫人の靈に告ぐ。曰く。三微朔を成し、斗柄寅を指すも、鷄鳴を告げず
起つて宜人に問ふも宜人響へず。空闌寂寥、耿々たり殘燈、焔焔空しく燒く。室
闌として人無し。悵悵として心惑ふ。酒果前に羅ぬ。君いつくんぞ食はさる。あ
ゝ死せり。いかなれば斯くの如きぞ。物換はり年改まるも、我が愁ひ移ること無
し。谷鶯百轉するも、我れは春なしと謂はん。庭梅已に綻びたるも、我れは眞な
らずと謂はん。

去年の今日は、對酌して觴を擧げしも、今年の今日は、獨り坐して香を上ぐ。あ
ゝ哀しいかな。幽冥長く隔つ。天か命か。たゞ靈來り格れ。(常山文集)

【藤夫人】夫人は近衛家即ち藤原姓である。【酌ぎ】酒を地にそゞぎて神を祭る。【斗柄】北斗七星の第五より第七に至る三星。【宜人】身分ある人の妻の稱。【歌々】心の安んぜざるさま。【悵悵】ほのぼの。【圓】しんとして。【悵悵】失意しきぬけしてぼんやりする。【幽冥長く隔つ】よみち遠くへだてゝある。【來格】神靈の降臨。

元旦祭三藤夫人二文

維萬治二年。歲次己亥。春正月元日。源光國謹酌酒燒香。敢昭告于夫人之靈。曰。三微成朔。斗柄指寅。不告雞鳴。起問宜人。宜人。宜人不響。空闌寂寥。耿々殘燈。冷燭空燒。室闔無人。悵怳心惑。酒果羅前。君胡不食。於乎死矣。奈何如斯。物換年改。我愁無移。谷鷺百轉。我謂無春。庭梅已綻。我謂不真。去年今日。對酌舉觴。今年今日。獨坐上香。嗚呼哀哉。幽冥長隔。天耶命耶。惟靈來格。(同上)

姫君は近衛關白信尋公の御むすめ、尋子と申まいらせける。承應三年御十七歳にして西山公^{二十七歳}に嫁し、萬治元年閏十二月二十三日、江戸駒込の御別莊にてかくれさせたまふ^{二十歳}。法光院圓空覺心と申す。後に哀文夫人と謚まいらせける。

御生質の美なるのみならず、詩歌をさへこのみ玉ひて、古今集、いせ物語はそらにおほえ、八代集、源氏物語などをよく覺えたまひしとぞ。また三體詩をも語記したまひけるとぞ。ながらへさせたまはじ、いかにいみじき御さえにてか待らまし。御早世のほどをしみ奉るべき事なり。西山公御物語のついで此御上にをよびては、うちしほたれさせたまひける。御互に御さえありけるいもせの御中らひ、いかにむつまじくやおはしけん。

(年山紀開)

二四 子を愛するに教を以てす

元祿八年若殿綱條公(九成)が四十になられたのを公が賀せられた詩、其の前途を思ひ諄々と誨へられたもの、眞に公の所謂「子を愛するに教を以てする」ものである。

九成四十の初度を賀す

始仕春秋に富む。

官途大猷を抱む。

功名は長く朽ちず。

人世久しく留まり難し。

謂ふ勿れ顔回は短と。

奚くんぞ爲さん彭祖が壽。

我れ聞く仁者は壽しと。

何をか願はん亦何をか求めん。(常山文集)

二四 子を愛するに教を以てす

【九成】 綱條公の字。

【大猷】 大なる道。

【短】 短命のこと。

【彭祖が壽】 人の長命なるをいふ。

二五 父子の間 二六 連らなる枝

賀二五成四十初度

始仕富春秋。官途摠大猷。功名長不朽。
人世久難留。勿謂顔回短。奚爲彭祖壽。
我聞仁者壽。何願亦何求。(同上)

四〇

二五 父子の間

公は召使の者を、父子分け、別々に召使はぬ方針であつた。

西山公、常々仰られ候は、「御父子の御召使の者ども、わけ／＼に被成候ては、各わけへだて出来る者にて候。左様の事により、父子の間うとくなるもの。」のよし仰せられ候て、御老後まで、急度御人わけはなされず候。(桃源遺事)

二六 連らなる枝

長幼の序を重んずる公が兄頼重を超えて襲封した事に就ては終生之を惱み、遂に兄の子を養つて後を嗣がせ、多くの弟達に對しては、或は家を興させ、或は祿を與へ、眞に友愛の情深いものがあつた。

その兄弟も次々に缺けて行く。即ち元祿六年には弟頼元、同八年には兄頼重、同十年には弟頼雄、五年の間に相次いで三人まで失はれ、公の悲しみは深かつた。又、妹の逝いた時などにも、詩歌を作つて哀切の情をのべられるのであつた。

元祿十年の作(公七十歳の時)

一兄兩弟年を隔て亡ぶ。
何の罪にしてか今此の殃を離れん。
氣は散じ、形は枯れ、空木に寄す。
風は悲しく、聲咽び、維常を碎く。
杜鵑別れを惜しみ、恨みて血に啼き、
孤雁行を亂して愁ひ腸を斷つ。
我れ保つ、殘生幾日もなし。

二六 連らなる枝

四一

【一兄弟兩】一兄は頼重、兩弟は頼元、頼雄を指す。
【頼重(松平)】公の兄、元和八年七月生る。始め常陸下館五萬石を賜はり、寛永十九年譜岐高松藩(十二萬石)となる。延寶元年二月致仕。元祿二年致仕。龍雲軒と號す。元祿八年四月辛す。高松に卒す。年七十四。
【頼元(松平)】公の弟、寛永六年七月十四日生る。同十四日、元祿元年六月改め、服正保三年叙從四位下侍。從刑部大輔となる。寛文元年

【急度】かならず。嚴重に

相逢ふ邇ちかきに在り、敢て傷に堪へん。(常山文集)

一兄兩弟隔年亡。何罪而今離此殃。
 氣散形枯寄空木。風悲聲咽碎雜常。
 杜鵑惜別恨啼血。孤雁亂行愁斷腸。
 我保殘生無幾日。相逢在邇敢堪傷。(同上)

これより先、元祿六年弟無外(頼元)の卒した時の詩

昨日は生きて手を分つを悲しみ、今歳忽ち烏有と爲る。

弟、我れを捨て、何くにか之く。

骨肉は原頭に朽つると雖も、

知るや否や、知るや否や、

魂若し知らば、牲酒を享けよ。(常山文集)

公は常陸の懸田二萬石を與へ、守山藩となす。無外と號す。元祿六年四月二十日卒す。六十八歳。公の弟、寛永七年九月、石を改め、二萬石を賜ふ。一萬石を常陸に下す。大炊頭となす。天祿十年五月、十四日卒す。名融山圓公、一法院と號す。【雜常】維常、ねむすぶ大きな道。【烏有】なかるの義。【牲酒】にへと酒といけ

昨日悲生分手。今歳忽爲烏有。弟捨我何之。
 骨肉雖原頭朽。知否知否。魂若知享牲酒。(同上)

弟頼元を祭る文

維れ元祿六年、歲癸酉に次り、五月甲辰の朔、越えて二十日癸亥、家兄西山の隱士光圀、敢て昭かに弟從四位下侍從兼刑部大輔無外居士の靈に告げて曰く、嗚呼哀しいかな、風撼て忽ち常棣の韞かみを摧くだき、波寒うして已に鴻雁の行を亂る。あゝ汝簀さきを江第かに易へ、吾れ襟かみを常陽ひらに沾す。大は死生より大なるは莫し。親しみは弟兄より親しきは莫し。出でゝは則ち駕たを方し、入りては則ち牀とこに對す。尋常朝夕を共にす。六十の星霜、印しるしを解とき乃、老を告げ。袂たもとを分つて故郷ふるさとに還る。相約す一別必ず再會せんと。孰れか知らん永く訣つて幽明よみを隔てんとは。嗚呼哀しい哉。吾に後れて生れ吾に先だつて歿す。痛み誰か酌しやくまん。悲しみ誰か量はからん。哀慕の心、猶ほ痛慟つらみを増す。孔懷こうわいの情、靈傷きよくしやうに堪へず。縛おとを執るの歌耳うたみみに酸し。柩こを遷すの聲腸こゝろを斷つ。終に瑞龍すいりゆうの籠かごをトして、茲こゝに先塋せんえいの傍かたに拊たたくす。羨む所は汝

【常棣】常棣、花のさかり。【簀】簀、易ふ。【賢人の死をいふ】。【幽明】冥土と現世と。【孔懷の情】はなはだしく思ふ情。【兄弟孔懷】兄弟孔懷、みかなしむ。【縛】縛、葬式に棺かみを引くつな。【拊】拊、先祖の墓かみに合はせ葬る。

【奄逝】には
かに死す。
【羹】人
を慕ふ義。
【兆域】墓
場【室堂】
すま
る、堂は前
に在り、室
は後に在
り【燕す】
もや
す。やく。

二六 連らなる枝

奄逝し、早く先考に地下に随ふを。恨む所は吾れ愁ひに遣り、音容を羹牆に親ざるを。形は兆域に歸し、魂は室堂に返る。栗なり新に成る。神、其れ康んぜよ。聊、奠を設けて以て饌を羞む。言ふ。爐に向つて香を燕す。茶有り甌に滿つ。酒有り觴に盈つ。靈若し意有らば來り格り、來り嘗めよ。尙ほ饗さん。(常山文集)

祭弟頼元二文

維元祿六年。歲次癸酉。五月甲辰朔。越二十日癸亥。家兄西山隱士光岡。敢昭告于弟從四位下待從兼刑部大輔無外居士之靈。曰。嗚呼哀哉。風撼忽摧。常棣之輝。波寒已亂。鴻雁之行。於戰汝易。寶于江第。吾沾三禱于常陽。大莫大於死生。親莫親於弟兄。叶。出則方駕。入則對牀。尋常共朝夕。六十之星霜。解印告乃老。分袂還故鄉。相約一別必再會。孰知永訣隔幽明。叶。嗚呼哀哉。後吾生先吾歿。痛誰酌。悲誰量。哀慕之心。猶增痛慟。孔懷之情。不堪靈傷。執紼之歌酸耳。遷柩之聲斷腸。終卜瑞龍之麓。妓附先塋之傍。所羨汝奄逝。早隨先考於地下。所恨吾愁遺。不親音容於羹牆。形歸兆域。魂返室堂。栗也新成。神兮其康。聊設奠以羞饌。言向爐而燕香。有茶滿甌。有酒盈觴。靈若有意。來格來嘗。尙饗。(同上原文)

【瓣香】ひと
つまみの香。
【一爐】もえ
のこり。
【隔】低くし
てしめりある
土地。

【薦羞】祭に
そなへものす
ること。
【爵祿】位と
扶持と。

元祿十年五月十四日弟頼雄江戸に於て卒し、同二十四日瑞龍山に葬る。同二十六日公墓參の時の詩

墓を叩いて試み驚かさん長夜の眠り。
瓣香跡無し一爐の煙。
須らく原隔と雖も我は求むべし。
意はず山中に爾を棄て、還らんとは。(常山文集)

叩墓試驚長夜眠。 瓣香無跡一爐煙。
須雖原隔我求矣。 不意山中棄爾還。(同上原文)

弟頼雄卒して間もなき六月朔日、淨鑑院に於て佛事を修した時の詩

哀しいかな孔懷の愁ひを抱く。
牌に對して香を焼き薦羞す。
爵祿は惟だ原上の露、

【瀧】あわ。

二六 連なる枝

死生また海中の瀧。

昔、居を同じうし長枕を共にせしも、
今、體を託して一丘に依る。

魂若し知らば、予爾に告げん。

月は西流し、水は東流すと。(常山文集)

四六

哀哉抱_レ孔懷愁。 對_レ牌燒_レ香薦羞。

爵祿惟原上露。 死生亦海中瀧。

昔同_レ居共_レ長枕。 今託_レ體依_レ一丘。

魂若知予告爾。 月西流水東流。(同上原文)

又、亡き妹に對して寄せられた詩歌に、左の如きものがある。思ふに元祿三年一月妹市姫の卒せられた時の詩であらう。

雪に對して亡妹を憶ふ

愁中徐ろに起つて窓に倚つて看る。

【愁中】かなしみの中に。

【瀧】笛を吹くやうな音をたて、吹く寒い風。【一枝】連枝の、即ち兄弟にたとへてある。

【子が妹】公の妹、市姫、寛永十六年一月生れ、寛文三年家臣酒井周防守元祿三嫁す、元祿四年一月卒す、丸の年宅に卒す、五十二。

白雪地天同じく一般なり。

瀧^{ひつち}たる冬風庭樹に度る。

一枝已に折れて一枝寒し。(常山文集)

愁中徐起倚_レ窓看。 白雪地天同一般。

瀧_レ多風度_レ庭樹。 一枝已折一枝寒。(同上原文)

む月四日の夜、酒井周防守につかはしけるその妻は、予が妹なりしが、わづらひて俄に身まかりければ、

北南おくれさきだつ梅が枝の

花やかたみにのころうつり香 (常山詠草)

二七 愛孫の前途

安積澹泊が江戸詰になるので、暇乞ひに西山莊に伺候した時、公は江戸へ参つたら、

二七 愛孫の前途

四七

【安積澹泊】諱を覺といひ、字を子先と号す。通稱は老覺兵衛、號を老覺と稱した。明希齊の稱した。明希齊二年生る。明希齊二年の門人、考天和三年、彰館に入り、元祿六年、總裁、進み、享保十年、致仕して、老牛と稱す。元文二年歿す。年八十二。【恭伯世子】綱條公の第二子、吉孚、貞享二年八月十日生る。此の時、元祿三十年、いかなる永六、年二十歳、日を以て、十月、公の言下にて歿す。葉の義は、外

孫の吉孚(恭伯世子)に傳言せよとて語られた事を、澹泊が書き取つた教條である。孫の前途を思ふの至情。教條は文武諸般に互り、至れり盡せりである。

恭伯世子へ仰せ進められ候御傳言のこと。

- 一、御讀書の儀、前々より度々仰せ進んぜられ候。御身の益になられ候段は申すに及ばず、文字御働き候へば、當分御用御足り候て、御老年の後、甚だ御慰みに相成候事に候。之に依て、御精出され候様にと思召され候事。
- 一、御武藝の儀、何れも少しづつ御心掛遊ばされず候ては叶はざる儀、就中、槍は長道具にて取扱ひなりがたき物に候。尤も大將は御自身の働に及ばず、御馬の先にて諸士の槍を合はせ候を、御覽なされ候事に候へ共、如何様の事にて御自身槍を御取り候事これあるまじき者にてこれ無く候。其の節、日比御稽古これ無く、いかなり共御手に入り申さず候ては、御用に立ち申さず候間、能程に御習ひ遊ばされ候様にと思召され候事。

- 一、劍術は御身の圍カミに罷り成り候儀、御心得成されず候ては叶はざる儀、就中、

に、處々澹泊の補足的説明の語が交つてゐる。又、傳言取次であるから、恭伯世子に對しての敬語が多く用ひられてある【所作】 わざ

【大殿様】 義公のこと。

【若殿様】 吉孚公をさす。

【伊達】 はでに振舞ふこと、時の好尚に投じた風をすること。

居合御習ひなされ御尤もの事に候。居合抜の上にては、或は四寸のつまり、屏風、水風呂の内にて四尺の刀を抜くなどと申す事これあり候へ共、それは所作しよきの上にて一つも御用に立ち申さず候。居合は抜口一種のものに候。抜口を吟味致し候は、抜打のあたり強く候ため、たとへば二打三打にて参り候處、抜口あたり強く候へば一打にて参り候もの、是れ許り多くの益に罷り成り候間、御稽古成され候様にと思召され候事。

- 一、大兵は三四尺の刀をも自由に振り廻はし、用を成す事に候へ共、大抵の者は大太刀は手に餘り、甚だ無益の事なり。

大殿様、御若年の頃より御試し遊ばされ候に、二尺五寸より上の御刀は御手に餘り候。若殿様には、以後何程に御成長遊ばさるべきも計り難く思召され候へ共、長刀は必ず御好みなざるまじく候。御脇指は一尺七八寸より二尺まで、御刀は二尺三四寸までになざるべく候。伊達だてを遊ばされ、長刀を御指しなされたとしと思召され候はゞ、何程にも空鞘を仰せ付けらるべく候。身は必ず右の寸尺と御心得なざるべく候事。

一、軍法は御存知これなく候ては叶はざる儀、萬一、御用御承り御出馬の時、士卒の召され仕様、備立そなへだて、御存知なされず候ては罷りならざる儀、一騎前の御働は匹夫の勇とて御用に立たざる儀、今時の軍者、人をだましたぶらかす様な儀、猶ほ以て無用の至り、幸ひ、栗田七兵衛御近習に罷り在り、謙信流の軍法覺え候て罷り在る事に候間、軍學一通りは七兵衛より御聞なされ然るべく思召され候事。

一、軍學の根本は七書より外はこれなく候。大殿様御若年の時より、七書を御覽なされ、大要御心得御座なされ候。三略六韜さんりやくりくたう、其の外いづれも軍學の道理を説き述べ候書に候へ共、就中、孫子、呉子を專要と致す事に候。然れども孫子、呉子、軍法は巧なりと雖も、行跡は學ぶに足らず。たとへば上州筋夜討強盜の類、それ〴〵の法これあり、松明たたらのふり様、別して夜討の大切とする事なり。強盜の中にも頭立ちたる老巧の者に松明をふらす事なり。振り様悪しき時は働き宜しからず。此の故に、松明の役を肝要として、防者の方よりも松明ふりを目掛けて早く討ち取る様に致す事なり。是れ等は武士の心得に罷り成る事に

【七書】七種の兵書。
【三略】兵書の名、略ははかりごと、三卷の書を上中下に分つ。
【六韜】兵書の名、要するに兵法のこと。
【孫子・呉子】孫武と呉起と共に春秋時代の兵法の達人又、兵書の名

【算勘】算法上の考へ、算盤の道。

て、夜討強盜の所爲にも能事よきことのなきにはあらず。然れども夜討強盜は大なる悪事なり。孫子呉子もかくの如くにて、取るべき處を取り、捨つべき處を捨て候様にと御心得なさるべく候事。

一、常々算盤を御習ひ、算勘さんかんを御心得候様にと仰せ進ぜられ候儀は、役人にならせられ候御身にてもこれなく、何故と思召さるべく候へ共、算勘御存知これなく候ては、備立、人數の配り様罷り成らざるものに候。たとへば、三百坪一段備に、騎馬の侍何程罷り立ち申し候と申す事、御馬上にて御一覽の内に御積りなされ候様にこれなく候ては、忙しき時節急用の間には合ひ申さざるものに候尤も軍學備立心得候者御側に罷り在るべく候へ共、如何様の事にて其の者罷り在らず候時は御用掛け申し候。之に依て、御自身御心掛なされず候ては叶はざる儀、大殿様には御若年の時より、地坪に御心をつけられ、何段何町の場、即時に御覽なされ候間、常に御心掛なされ候様になされたく思召され候事。

一、大將の實は堅固なる城郭、さねよき甲冑、此の二つより外はこれなく候。然れども、城郭甲冑、外にこれあるものにてはこれなく候。常に召し仕はれ候諸

【さね】札、鐵又は革などで造つた小さ

な杖、これを
魚鱗の如くな
らべ重ね、絨
して鎧を作る

【鞘走る】刀
身が自ら鞘か
らぬけ出づ
ること。

【筋目】家す
ち、家柄。

士、則ち城郭甲冑にて御座候。何程さねよき甲冑を着、堅固なる城郭に籠り候
ても、士卒の心離れ候ては用に立ち申さず候。士卒合心の時は、何程の城郭甲
冑にもまさり申し候。たとへば、人の身近き寶は刀脇指に過ぎたる物はこれな
く候。然れども、鞘走りて手足を切る事これあり候。士もかくの如くにて、御
身の守りに罷りなる寶にて候へ共、鞘走り怪我をする事これなき様に、人を能
く御見立て候て、召し仕はれ候事肝要に候。畢竟の所、御恩に感じ申候へば刀
脇指の身の守りに罷りなり候如くにて候。怨みを含み申候へば、鞘走りて怪我
をするごとくにて候間、御恩に感じ、怨みを含み申さず候様、常々召仕はるべ
く候事。

一、御家中諸士の筋目^{すぢめ}を御存知遊ばされ候様、御心掛なさるべく候。たとへば駿
河以來源威公へ御附人四拾九人の末は誰々、其の外、源威公御代、大殿様以來
召仕はれ候故參新參の差別、由緒、來歴御存知遊ばされ候様になさるべく候。
あまた御書き記し置かれ候物もこれあり候。御所望に思召され候はゞ、進んぜ
らるべく候間、御覽なされ、又は人々の物語をも御聞きなされ、御存知置かれ

候様に思召され候事。

一、常々御身倦み申さず候様に、御身持遊ばさるべく候。大殿様、御若年より御
身持健やかに遊ばされ候。尤も御老年の後にては、萬一、いか様の時節、大寒
大暑に野陣を御張りなされ候ても、少しも御痛みなされ候事はこれなき様に、
御身持なされ候。御身持は習^{なまよ}しからのものに候間、健やかにならせられ候様に
御心掛なさるべく候。

大殿様は三木別所屋敷にて御誕生、御五歳までは柵町に御座なされ、松と申す
御乳母、らいと申す御はした、庄九郎と申す御草履取り、男女三人より外は召
仕はれず、召上られ物なども随分軽く御育ち遊ばされ候處、御家督をも御取り
なされ、三十年御政務をなされ、今以て御息災に御座なされ候間、此段を能々
御考へ遊ばされ候様にと思召され候事。

右十件江戸へ交代の御暇に西山へ參り候節、大殿様より若殿様へ仰せ進んぜ
られ候御傳言也。

元祿十三年辰八月六日

【三木別所】
家臣、三木之
次の子。
【柵町】水戸
の町、今の水
戸驛のあたり

安積覺兵衛謹記(西山遺聞)

二八 涙のしづく

公の幼い頃の保育係は三木之次の妻武佐であつたが、少年期の頃の保育係は彼の有名な小ごうの局であつた。公九歳の頃既に、ふる雪がおしろいならば手にためて、小ごうの顔にぬりたくぞある」と、詠んだ程の俊童であつたが、また随分腕白のきかん坊でもあつた。小ごうは眞心こめてまめやかに嚴格に教育した。之に對し公は成人されるにつれて、つくづく小ごうに感謝し、さながら母を慕ふやうに慕ひ、小ごうが年老いて病むと聞いては、心を痛めて親しく病床に見舞つてねんごろに慰め、彼逝いては思慕恩愛の情に堪へず、在りし日の追憶となげきとを書き綴つて、手向草とされ、題して「涙の雫」といふ。

わなみむつきのうちより、ことにいつくしみ深くものせしものいまぞかぎりける。そのかみ近江の國のたかしまのぬし某のゆかりなれば、人みなこれを名とするに

【小ごう】後改三高鳥。近江七騎の内、多湖刑部の女、石野八兵衛義利の妻、太郎八氏信の母である。

【わなみ】吾儕、對等に用ふる自稱代名詞。

【いはけなく】をさなげなること。

【あげまき】揚卷、總角、小兒の髪を結び方、髪を左右兩方に分けて結びたるもの。

【ふすゐのこ】こい云々、猪の床居、即ち安眠しないこと。

【ついち】築地、築塙、築泥の義、柱を立てて板を心とし、泥にてぬりかため、其の上を屋根を瓦に葺いた垣。【あがこと】我が事。【うたて】甚しくなつて、つねならずして、あまりに

ぞなんありける。いともかしこき心ばへのほど女のやうにもあらず、物かくこともつたなからで、わなみいはけなくあげまきのほどより、あるは筆とる事などねんごろにをしへ、あけくれつとそひさふらひつゝ、つとにおき、夜半にいねてもふすゐのこいをやすくもせず。あるはついちかきねのあぶなきところともなくはせあるきしを、あやまちやすべし、さはせぬものよ、あれこちへといへれど、あがことはきゝいれず、手にもたまらずうたてにもおはするかに、見はなすまじきものを、あしよはけれど、影にそひてぞをふ。

なにくれと年月ふるまゝに、かみよりめしのことあつて、わがふるさとをゆくりなくふりすて、立出しにもつゆはなれず。さなきだにたびのそらはものうきを、草の枕の露ひきむすび、あれたる宿はさながらゆきあひのまおほゆる。

ころしも夜やさむき、衣やうすきと、ものごとにおほしやられるなさけのいたらぬくまなく、こまのあしなみゆきなづまねば、もはらむさしのゝつゆのゆかりもむらさきの一もとなりし黄門の君、みけしき給ひしよりは、ひたすらに御ひざのもとをさらざりしが、より／＼は君にちうをもたらし、ちゝに孝をいたし、はら

【神無月】か
みなづき、陰
曆十月の異
稱。十月の異
【たゆたふ】
心動きて決せ
ず、ためらふ。

道のもうけなど何くれととゝのへ、後の神無月十日あまりひとひの日、かどいで
せんと、すでにことさだまりにしかば、たび衣のたちゐにつけても、とやあらん
かくやあらまじと、おもひたゆたふ。折しも子なりける石野氏正信のそれがし、
とみにはせ来て、おのれぐしてんなどいへれば、いとよし、さりともおろかには
もてなさじとおもふを、いよくいたはり心をつくしものせよ。年もあけばとく
のほりたいめんたまへ、などいひふくめいたしたてぬることの、今はたおもへば
それぞ長きわかれなりけるを、むなしき春をいつしかと、まちわたりにし事の、
いとほしくもありけるかな。大かたのそらを、かりのほのかになきわたるも、
たがたまづさをと、うちずんじいたるに、しはすの廿七日の夜むこにかどをたゝ
きて、かしてよりふみもてきぬ。とくあけてみれば、すぎにし廿五日むまのこゑ
きくほどに、つゐにをはりとり侍りぬと、きゝもあへずむねつぶれ、まなこきり
ふたがりてくれまどふ。

【しはす】師
走・陰曆十一
月の異稱。

かくても月日はうつりゆくに、いつしか年もかへり、正月はことたつとて、人々
足をそらになし、おほちはかど松きびしく立ならべ、けしきことなるに、よそひ

【つま】てび
き、みちびき、
いとべち。

どもなれど、あらたまるべうもあらぬわがこゝろなり。たびたてしそのおもかけ
はみにそひて、いつの世にわするべしとおほへず、つねにすみしつぼねのさま
庭のたゝすまひ、ものごとにおもかはりして、たゞあらぬところにきたらむ心ち
ぞする。ふるきまくら、てなれしうどのこりて、さながらなみだのつまとなり
にけり。いさゝかおもひをのべて、ひつぎうたよまゝほしけれど、なげきのねざ
しはふかくして、ことのはのいろなければ、もだしてやみぬ。をつゝみあまれる
袖のうらの涙のしづくつふしと、もしほ草かきあつめ、よしなき後のわすれがた
みにもなれかしとなん。

たかしまやかちのゝをのゝさゝ露を

わけてかなしみ袖ぞひちぬる。

しらざりきやがてさねこんいなば山の

松のしるしのつかにみんとは

なき人のありとしきかばもろこしの

よしのゝおくもたづねみるべく

身をよする露のしら玉あやまたで

むまれやすらんはすの臺うたなに

こゝにきゝかしこにめぐらうたかたの

さだめなき世ぞ命なりける

かきをきし筆のあとを見て

なき玉のかへるいづみの水くきの

あとたつ浪に袖はぬれつゝ

しら玉のおたへのはしのはしはしら

ふみ見るたびにぬるゝ袖かな。(常山 詠草)

二九 師傳を想ふ

公の青年時代の師傳は小野言員で、此の頃は相當やんちやであつた。言員の「諫め状」が「西山遺聞」に載つてゐる。「父母恩重經」などを引用して、眞心こもつた態度であつ

○「諫め状」は「父母恩重經」などを引用して、最後にて「き、是れ偽にて御座候はゞ三寶の冥慮に背き、三惡道に永く沈み申す可きものなり云々」と記してある。「のちのよのいとなみ」後世のことのいとなみ【一日三秋】三秋とは秋季の三ヶ月又は三ヶ年。詩經に「一日不見如三秋兮」とある。逢はざれば三日心違はば三心地するの義、即ち慕ふ心のいと切なるにいふ。

た。これはよく／＼公にも徹したらしく、言員が七十餘歳となり、隱居して水戸に歸る時、饒別の文をもつて切々離別の情を述べられた。

今年正保四かへりの秋の末、(中略)、あづまなるいばらきといふ所になん籠居し、閑に月日をおくり、のちの世のいとなみまでも物してんとや、たちわかる袖のうれたさ。(中略)一日三秋となげきこしむかしもありけるかなや。まして山かさなり、水とほく、いくそぼくの雲のさかひにおもむけるをや。

いまより花のあした、月の夕だも、花なく、月なき心ちすべきぞや。かくせちに傷いたしむるおもひも、よしやあすか川のきのふにかはる習ひおもひいづべく成もてかぎりしられぬ涙のふちに身はしづみても、やがて逢瀬の浪はたゝすやは。(常山 詠草)

又、次のやうな詩がある。

野言員が常州に赴くを送る

割きてにる、
料理する。はた
【織紅】はた
をおる。

【心越禪師】
明の歸化僧、
名は興、字
は心越。東
と號した。延
寶五年渡來、
寺に到つた。
誹言に依りて
はられた。幽
公之を閉。光
百方之を盡。雪
其の冤を盡。ぎ
水戸に迎へて
禮遇し、天德
寺を改築して
祇園寺と稱し
山を招いて書
畫と文をよき
し。巧みよき
琴に巧みよき
十年つた。元
五。墓は年八
は年八あ

戸祇園寺に在
る。【庵】久昌寺
附屬の摩訶衍
庵。
【立出で、】
立出でしは、
久昌寺院代兼
摩訶衍庵主日
乘上人である
【城下】水戸
城下のこと。
【矢來門】摩
訶衍庵の門。

【儉薄】儉約
にして、うす
い。【惠養】め
みやしなめぐ
【奢乏】むな
しく、とぼし
い。【怨望】う
らんで不平を抱
く。【嘉尚】よみ
したつとぶ。

略(支桐
筆記)

三一 心越禪師を病床に訪ふ

公が明僧心越禪師を天德寺に招き、厚く禮遇し重用されたことは、世上に有名であるが、禪師の病重しと聞くや、公は西山莊から水戸に赴いて、親しく禪師を病床に見舞ひ、いたはれたのである。時は元祿八年九月二十八日、禪師遷化の二日前のことである。

黄門公、水戸へ出御にて、庵の前を御通りさぶらひける。立出で、御目見しければ、「何とて知りたるぞや。今日は城下へ出御なるなり。越禪師のきそく大事にて死給はん由聞えければ、對面のため御出なるなり。それより清音寺へも御成」のよし仰らる。表の矢來門まで出で、御暇申して内に入るなり。(日乘日記、元祿八年九月廿八日)

三二 思ひやり

元祿三年冬、致仕して郷に歸るや、諸士を水戸に集めて諭告された。大日本史編纂の大業は水藩二十八萬石の内、年々十萬石近くを之に充てるのであつた。餘波の及ぶところ、部下諸士の優遇が出来ない。其の切なさを訴へられた諭告、實は挨拶であつたが聲涙共に下り、諸士も肅然として感激の涙を呑んだ。

我れ藩を守ること三十年。自ら奉ずるに儉薄、而れども財出づる所無し。是を以て卿等を惠養して、けいぼう奢乏の憂無からしむること能はず。然りと雖も、一人たりとも怨望する者無し。深く嘉尚するに足る。(義公行實)

我守藩三十年。自奉儉薄、而財無所出。是以不能惠養卿等。使無奢乏之憂。雖然、無一人怨望。深足嘉尚。(同上原文)

我家督拜領して、最早三十年に成り候。其の内、家中の面々に何とぞ哀憐の致方もこれ有るべく存じ候へ共、次第に人多くなり、すべき様もなく、剩へ近年に至り、何れも困窮いたし候。然りといへども、一人として不足がましき儀もこれなく、奉公懇篤に相勤め候段、忘れおかず候。(桃源遺事)

大日本史は公一人の力で出来たのではない。之を輔佐した史臣數十人の力で出来たのではない。公を中心として史臣は固より、水滸の士凡ての理解認識、不平不満なき協力一致の總力總和によつて出来たのである。大日本史の尊さはそこにある。

三三 青柳の糸

【日乗上人】
皆如院日乗上人の弟
人、政上人の弟
子、政上人の弟
か、常陸に延寶五
年、常陸に延寶五
久昌寺に開創
摩訶衍庵に開創
寺に在り、久昌
元三、十年に近
蓮華寺に住職を
も兼ね、元禄七
十六年六月七日
十日、歿す。日
記の筆者。乗日
五

久昌寺日乗上人の弟子、慈教は日乗と共に、常に公に咫尺してゐた若い沙門である。長く久昌寺に勤めてゐたが、元禄九年二月、下總の飯高檀林にはつて行くことになり、西山へ暇乞に行つた。公は引見して四方山の話もし、色々のもてなしをした上に離別の歌を興へられた。かうした年若い一沙門の上にまで、温い心をかけられるのであつた。

【自入】
久昌寺の僧、十坊に勤めてゐた

慈教、西山へ御暇乞に参る。自入も同道せしなり。離別の御歌ありし。見柳思別といふ御題なり。

「山寺の春を見すて、行く人を

引きもとゞめよ青柳の糸」

慈教同じ題にてよむ。

わかるとも忘れはやらじ青柳の

いともかしこき君がなさけを

「此の歌、よく申出たり」とて御機嫌めでたかりしとなり。(日乗日記、元禄九年二月二十六日)

三四 心づくし

公は元禄七年江戸に上られ、翌年の正月二十八日西山に歸られた。江戸よりの歸りに下總の飯高、中村等の檀林を視察され、西山に歸るや、山莊に奉仕の者共は言ふまで

もなく、久昌寺、附屬の十坊、摩訶衍庵、三昧堂檀林、蓮華寺の末々の僧侶等に至るまで、一々土産物を配られた。やさしい心づかひである。

黄門公、御土産として三木幾右衛門御使にて下されし品々

【黄門公】光圀公のこと。
【三木幾右衛門】西山の侍臣、三木の幹
【日耀師】三昧堂檀林化主勝光院日耀上人。
【泰圓】久昌寺僧。
【十坊】久昌寺附屬の十ヶ寺、明静庵、寂光庵、精進庵、自得軒等
【首座辨空】三昧堂の首席僧辨空。
【あぶりこ】焙籠、炭火の上で置いて物を乾かして又は温める竹籠
【東坊】東坊以下いづれも久昌寺又は蓮華寺の僧

- 一、日耀師へ 御屏風壹双、御菓子壹箱
- 一、氷砂糖壹曲 御屏風、日乗へ下さる。
- 一、泰圓には うすばた壹個下さるなり。
- 一、御筆拾對 御墨二挺、十坊へ各々下さる。
- 一、御墨二挺 御筆拾對、首座辨空。
- 一、同斷 慈教。
- 一、東坊へ あぶりこ、金しやくし二、茶碗壹つ。
- 一、慈範へ 御筆十對、御墨壹包。
- 一、慈門へ 御筆十對、御墨壹包。
- 一、萬之介へ 御扇、御たき物。

【鳥目】錢のこ
と、中に孔が
あつて、その
形が鳥の目に
似てゐるから
いふ。

- 一、淨心へ 金のあぶりこ、しやくし。
 - 一、圓心へ 火うち、煙管。
 - 一、太田の覺性へ 鳥目三百文。
 - 一、久昌寺中間七人 鳥目二百文づつ。
- 右の通り下さるなり。久昌寺の十坊等はもし加様の事もあるべきか。我が寺の僧並に行者等へ下され物ある事こそありがたく辱き事なり。御禮申して遣はず。
- 御禮には参らざるよし、三木氏申さる故、今宵は参らざるなり。(日乗日記、元祿八年二月三日)

三五 別離の情

元祿十三年四月、公病氣と傳はるや、幕府は醫師奥山立庵を派遣して見舞はしめた。西山莊に到着したのが五月十九日、公を診察して手當を施し、色々養生法等を進言したのであるが、未だ重態といふ程でないので、公は立庵を漆の賓客に招待したり、磯崎、大洗等でもてなしたりして鄭重にされ、六月十二日には立庵が江戸へかへるの

で、湊御殿を出て廣浦より乗船、海老澤といふ處まで見送られた。其の時の饒別の詞及び歌は左の通りである。文筆に秀で、詞藻豊かに、そして飽くまで人情のこまやかな公であつた。

【法眼立庵】將軍綱吉の侍醫、謙徳院奥山玄建。
【今年】元祿十三年のこと
【まなこあをく】親しいこと、青眼。
【はたそくばかり】二十日ばかり。
【ひたぶる】ひたすら。
【馬のはなをけ】昔、旅立つ人を送る時其の人の乗つてゐる馬を行先むけて前途の安全を祈つた。此の故

法眼立庵のぬし某は、我久しき友垣にて、へだつるふしもなき所に、十年餘の此かた、われ世をいとひ、常陸國西山と云所に、草の庵を結てより此かたは、春秋の雁の便はたえせねど、此法眼もみやつかへ間なき身なれば、逢見る事もなくてむなく月日を送り侍りしに、今年五月のころ、不圖我をとむらひ侍りぬ。俄の事なれば、おどろき出で、先見かはす。まなこあをくなくれと、昔今のことかたらひ、漸くする程に、はたそくばかりの日數は移りやすくて、最早かへりなると言給へば、今少もとどまり給へかすと、ひたぶるにとどめ侍りけれど、心にもまかせぬ事なれば、六月十日あまりに旅のよそほひ認て出たちゆくを、馬のはなむけせんとて、海老澤と云驛までおくり、立行かるゝ心の内やるかたなし。あまりのうれたさをたゞにかいやりすてんもとて、つたなき筆を涙の露にそゝぎ、例のこしおれ二つかい侍る。

事より旅立つ人の見送りをいふ。
【海老澤】現在常陸鹿島郡沼前村大字海老澤。
【うれたき】憂さ。
【こしおれ】自分の作歌の謙稱。

【中間】武家の召使。
【柳堤】水戸仙波湖の北岸にあつた堤。
【頼房の時築く】凡十三四町、義公の時、柳數百株を植ゑた。初め新道と稱したのを、元祿初年の柳堤と名付けられた。

三六 心根を愛す

罰せられるかと思ひの外、却て心根を賞せられたといふ公の仁恕。

或る御家士の中間、夏の日、何か生魚を音信の事主人より申付かり、柳堤にさし懸り柳の枝を手折り、下げたる魚を覆ひしを、御目付方の下役に見咎められ、いかゞして折りしにやと咎められける。
中間、いたづらに折りしにはこれなく候。折角主人何某より心入れにて送らるゝ此の生魚、日に照らされ生を損じ候ては、不深切に成り可申と心付候ゆゑ、折り

【折節】 その時丁度
【御在國】 公は天下の副將軍として常に江戸詰であつたが、此の時は水戸城に居られたこと

【丹頂の鶴】 あたまの頂の赤い鶴。満洲朝鮮等に産し内地へは北海道、鹿兒島の一部に僅に飛來する。

【資質閣】 公の別墅の名。
【目付】 武家の職名、非違を監察し、事情を具して君上に密告するもの。
【下知】 命令下の者に知らする義。
【大聖院】 常陸久慈郡佐都村白羽にあり。天台宗、白羽山清水寺といふ、こゝでは此の寺の住職を指す、よく西山公に接近してゐた僧である。
【歸願寺】 常陸太田の駒柵にあり。眞宗こゝでは此の寺の住職。此

取りし由申述べけるが、下役は止む事なく役所へ申出でぬ。
折節、義公様御在國にて、件の次第御聽きに入れしに、公具さに聞し召され、「輕き中間躰にて主人の事を大切に致し、斯くの如きはやさしき志しならずや。其の貞實を賞し遣はせよ。」との尊慮にて、「以後共に主人を大切にいたすべき趣」にて却て御褒美を被下置候事有りしと。(西山遺事) (俚老雑話)

三七 人間を救ふ

公が嘗て松前から取寄せられた丹頂の鶴一雙、江戸小石川邸の庭に飼つてあつたが、西山隠棲後は西山の白坂に移され、時折籠を開いて放たれたれば、西山附近在郷まで歩啄し、人々は高潔な景觀に感激してゐた。
然るに何者の所爲か、西山近くの天神林鶴が池と云ふ所に、雄の脊骨を鎌でかき切つて斃れてゐたのを久昌寺に瘞め、色々吟味されたが科人は知れず、程經て天神林村の百姓の下人長作と云ふ者が自首して獄に繋かれることになつた。

昔から鶴を殺した者は、嚴罰に處せられる掟であり、まして公の愛禽を殺したのであるから、どの様な罪に處せられるであらうかと噂とりくんであつた。

折節、那河湊資質閣へ御入りなさるゝ由、目附五百城茂大夫に仰付らるゝに付、茂大夫下知を傳へ、彼の囚を牽き來り、長屋に繋ぎ置き明日は公手づから斬り給ふ可きを以て、翌日朝より玄關の前へ砂を持ち運んで壇を築きたり。朝御膳過ぎにいざ表へ御出有るべしとて御意あり。
折節、大聖院歸願寺相詰められしに、大聖院は無用歸願寺許り參らるべしとて、御召連れ、乃ち囚を壇へ牽すに、衣を袒せ繩とり後に控へたり。公囚の前へ立寄玉ひて、衣の袒せ様惡しとて、手づから腹の方を推開き、「己は爪先より頂まで寸々に截つても飽き足らず、よしなき鶴を殺して、今身に報ひけること悔しくこそ思ふらめ」など仰せられて後、羽織を脱ぎ裳を高く挿み、刀を抜き後に廻り、長作が右の肩に刀を兩度當て玉ひければ、斬らせらるべき肯綮を定めらるゝと見えたり。既に振り擧げて斬り放ち玉ふ計りと見えけるに、暫くためらひ玉ふ程に、

め置き候。其の者どもが手にかなひがたく候はゞ、其の儘さし置き申すべき事なり。家の焼け候は幾度も作りなほされ候。士に疵のつき候は、何共なほり申さず候。以來は心得あるべし」と仰られ候。

此の思召は、御父頼房公御治世の時、明暦三年丁酉江戸大火にて御屋形も焼亡致し候。其の節、御大事の御書物御座候を、向坂彌九郎後改三彌 右衛門いまだ若年なりけるが、煙の中へかけ入り、辛うじて彼の御書物を取り出し候。此段御家老ども甚だ感じ、彌九郎事比類なき働きに御座候。御賞し遊ばされ然るべきよし申上候へば、頼房公仰られ候は、我も何分にもあつく恩賞申付け度き心底しんぞこに候へども、火事には幾度あふべきも測られざるものなり。此のたび彌九郎を賞し候はゞ、又重ねてかやうの事御座候節、我も〜と煙の中、火の中ともいとはず走り入り、家財を出し候とて、あたらしどもを、家財の爲に損じ申すべきやと思慮いたし候間、其方どもよきほどにほめ申すべし。其の事となく程すぎて遊ばされ様あるべしと仰られ候て、其の節は何の御恩賞も下されず候。

西山公も此の事を常々御心にかけられ候故かと、ふるき者ども申しあへり。(桃源遺事)

【心底】しんぞこ

三九 伯夷の高義に感ず

公、十八歳（正保二年）の時、史記の伯夷傳を讀んで、深く感激し歴史の價値を認識された。後に之が修史の動機ともなり、又、幼少の頃二兄を超えて水戸藩二代の藩主を襲つたことを、二兄に對しすまぬ事と思ひ、遂に兄（頼重）の子綱條を養子として後を嗣がしめるの動因となつたといはれて居る。

この年（正保二年）たま〜史記の伯夷傳を讀み、慨然として其の高義を慕ひ、卷を撫して嘆じて曰く、「載籍あらずんば虞夏の文、得て見るべからず。史筆によらずんば、何を以て後世の人をして觀感する所あらしめん。」こゝに於て、慨焉として始めて史を修むるの志あり。(肅公大目 本史序)

是歲（正保二年）。公適讀史記伯夷傳。慨然慕其高義。撫卷嘆曰。不有載籍。虞夏之文不可得而見。不有史筆。何以傳後之人有所觀感。於是慨焉始有修史之志。(同上原文)

三九 伯夷の高義に感ず

【伯夷傳】伯夷は殷の孤竹君の子、弟を叔齊といふ、其の讓國、廉潔の傳を記したるもの。

【虞夏】支那の朝の名、舜が堯の禪を受けて王位にあつた間を虞といふ。禹より桀王に至るまでの間を夏といふ。

【觀感】見て感激する。

四〇 襲封の前日

寛文元年八月、公いよく襲封と定まつた時、令兄に對して取られた言動は、眞に謙讓、而も眞劍そのものであつた。

【上使】かみのつかひ、川時代に幕府より諸大名に遣はした使者老中、奏者、香高家、小姓、使番等をあて先方の大名の資格に應じて遣はすべき使者の身分を定めた。
【御舍弟】頼元、頼隆等。
【威公】父の頼房。
【松千代】公の兄、頼重の長子、綱方の。

御家督御相續の前日、十八日に上使あるべきよし風聞いたし候を、西山公御なされ、御兄頼重殿をはじめ、御舍弟の御方を御まねき、威公御神位の御前、御あつめ、頼重殿へおほせられ候は、「明日の上使の沙汰は、我等に家督の儀、仰出され候事と存ぜられ候。私義、弟の身として世續に罷成候段、年ごろ耻申候。威公御在世の時、世をのがれ申度存候へども、父子の中あしく候て、立さり候やなど、人々評判申すべきと、只今まで其の通りにうち過ぎ候。それにつき願はくは貴兄の御子松千代方^綱を、我が養子に下されべく候。若し此段御承引不被^レ成候はゞ、家督仰出され候とも御請仕らず、直に世を遁申すべし。」と、よぎもなく仰け

れども、頼重殿にもいろく、御詞をつくされ、御承引なされざりければ、西山公これまでと思召候御氣色にて、御座を御退き奥へ御入なされ候。

其の時、頼元殿、頼隆殿、御口をそろへ、頼重殿に仰せられ候は、ぜひ松千代を西山公へ早々進ぜられべきよし、御りやうしやうあるべく候。さなくば事大切に及び申すべしと。達て御取持なされ候に付、頼重殿も是非なく御子松千代殿を西山公の御養子に進ぜられ候。

扱、翌日の上使、御察しの通り御家督御相續の上使也。
松千代君御養子になされ、且、松千代君の御弟采女君

(綱條)をも、御引取御連枝並に被^レ成、水戸にさしおかれ候 (桃源遺事)

四一 宿願成就

元祿三年十一月四日の夜、近侍の士に公直々の物語り。梅里先生碑陰文の「初養二兄之子爲^レ嗣。遂立^レ之以襲^レ封。先生之宿志於^レ是乎足矣。」の仔細。

【氣色】心意のほどの顔容にあらはれた状態。
【御りやうしやう】御了承やう。
【連枝】貴人の兄弟をいふ敬語。

四三 高きに驕らず

家老其の他家中の歴々の者を誡むるに、禮讓謙退の徳を持すべきを、文王の例等を引きてせられた。而して是は公の居常實踐躬行垂範せられる處でもあつた。

家中の士は、別して禮讓謙退を本とすべく候。昔、文王は鰥寡をも侮らずとて、賤の男、賤の女をも侮り給はず、其の頃、天下を三分して二つを有ち給ひて、聖人にもおはしませども此くの如くに候。

まして夫より以下の者、如何様の賤き者をも悔る心あるべからず候。殊に士は何れも替る事はこれ無く候。時の仕合しあはせにて貴賤の別ちあれば、其の差別は元より有るべき事に候得共、然ればとて、己が貴きに奢り候て、事をかるしめ、人を侮り申す舛は、あさはかに見苦しき義に候。

縦令ば、參會の節、人を上座へ進め、己は下座へ謙り申すべく候。何程位列違ひ

【仕合】運命の吉凶、境遇の榮枯。

【式代】會釋あいさつ。
【用捨】とりすつる。即ち善惡の差別。

候ても、式代しきだいもなく上座へあがり申すこと用捨あるべく候。一往も二往も辭退に及びて、其の上は兎も角もに候。

路次を通り候節も、此方は人をよけ候こそ本意にて候。己が供廻り多きに任せ、勢ひ盛んに振廻はして、小身なる者に無禮仕ること有るべからず。左様の節は、大身なる者より諸事引さけ候てこそ、おとなしくも見え、尤もに聞え候。此段は別して家老頭の者、其の外家中歴々心得の義に候。(義公命)

四四 潜越を誡む

牧野備後守成貞、三家方の前で思慮足らぬ事を口外したに對し、公はいやといふ程理を述べて、備後守を辟易せしめられた痛快な話。

貞享年中、御城にて御三家の御方御對座の節、牧野備後守罷出申されけるは、大樹公にも今以て若君御出生遊ばされず候に付、御養君の御相談あそばし候てしか

【牧野備後守】當時幕府の老中、越後長岡藩主。
【大樹公】この時の大樹公は即ち五代將軍綱吉。

【音問】おとづれたづねること。【一圓】すべて。

【僉議】しらべ。【命令】。

たる者方へ音問無用に候。有るべき限りの禮を盡して居るべく候。家老頭分たる者も一圓下の追従を悦ばざる心得肝要に候。何卒、筋目これ有り親しき者には自己の心ざしは尤に候。某に代はりて、人を選び候節は、親疎の構なく、其の者平生の行ひを考へて善惡を定むるは、家老頭分たる者の役にて候。もとより依怙最負は士の仕るべき義にてこれ無く候へ共、萬一、左様の仕方これ有り候はゞ、屹度僉議を遂ぐべく候。能く心あるべく候。(義公命令)

四六 總裁を公選す

明暦三年公の創設された史局(後に彰考館と命名)の學者、即ち大日本史編纂の史臣は年一年と多人數となつて來たので、衆議をまとめ統制を保つために、總裁を置く必要に迫られて來た。乃ち天和三年初代の總裁に選ばれたのは人見傳(通稱又左衛門、卜幽の子)であるが、選ぶ方法たるや公の提案に依り、頗る立憲的であつた。

【雅俗】高尚なことも俗なことも。【入札】投票のこと。

人見又左衛門傳、初めは道設と稱す。卜幽の子也。史館修撰の事に付、總裁職なくては不叶との衆議に依て、義公に申上げければ、公にも左思召さるゝ處也。當職は學才のみならず、雅俗相兼ねたる者にあらざれば其任にあてがたし。各存寄る者の姓名を認て入札になすべし。公にも入れ玉はん」と仰られ、各其通りに致し、御前に於て一枚づゝ是を開くに、十枚に七八枚は又左衛門を書たり。扱、不殘開て了れども其如くなり。「公の入れ玉ふ札をも開け」と仰に依て開き見ればやはり又左衛門なり。「誠に君臣合體なり」と仰せられ、御喜色ありければ、是より史館總裁の職を置れ、今に至る。實に天和三年の事也。(史館古老話)

人見又左衛門。諱は傳、字は士傳。道設と稱し、又左衛門と改む。京都の人で本姓は藤田氏。卜幽の外甥であるので其の養子となつた。寛文八年彰考館に入り、天和三年總裁となり、元祿九年歿した。年五十九。著書、○春秋備考凡十。○考訂名字鈔凡八。○井々堂稿目録一卷。此の外義公の命で、「惺窩文集」を編集した。

【黄門様】
門とは中納言
の唐名である
が、こゝでは
光圀公をさす

ん。」と仰せられ、扱、「西山へは黄門様御隠居にて度々この邊へも御出あるよし、定て御百姓の邪魔になり給はん」と仰せらる。老人、いや／＼、西山様ほどありがたき殿様はなし田島の側御通りの節、「耕作して見せよ。」と仰せらるゝまゝ御意に任せて、夫々の働きをなせば、御機嫌能く御覽あり。又、御道すぢ先より人馬の來るを御覽あれば夫となく脇道の方へ御廻り遊ばされ、更に農業を爲す者の障りとなることをば厭ひ給ふ。若き者など御通りを拜見せんと耕作をやめて御道筋へ馳せ來る者共へは、「汝等怠りて親共に叱らるゝな、家業を出精すれば親共も悦ぶなり、さすれば孝行は外にはなし。耕作を精を入るゝのみなり。」など御誠め遊ばさる。親共それを承りては、有り難く存じ、却て、西山様この邊へ御入りあれかしと御待申すことなりと申す。又、仰せけるは、「西山へ御相手として近郷の富家など大勢參上するよし。渠等、殿様を御相手に取り、ます／＼奢りの心生ぜん又は御相手の折からには、自分勝手の事を申上なば、旁御政事の御妨げにもなりなんか。老人其事は委細に存ぜぬ事なれども追々承る處、參上の者共へは却て色々御教誡共あれば、其趣を家内／＼にも傳へ、御隠居以前よりの御仁惠も染込居

【正宗寺】
慈郡譽田村増久
井の寺禪宗。増
此の時住職
は雷啓和尚で
あつた。

るゆへ、目のあたり拜し奉り、猶以有り難さも彌増し、萬一支配役所などの非議の裁斷、依怙えこひ最負さいふなども以後はあるまじと、一同安堵の思ひをなせりなど、御物語申す内、もはや白羽村の内に至りければ、老人貴様の蔭にて腰の痛さを忘れ、遂吾家に着せり。幸携さへたる一樽もあれば、一杯進上せん。吾家へ立寄られ候へと申す。「未だ主用をも達せざれば、戻りにこそ立寄らん」と仰せあれども、達と云ふて御手をとりに進め申すにぞ、公甚だ御迷惑遊ばされ、御手を拍せ玉へば、御供の族こぞ彼より馳せ集り、かし付き奉るを見て、老人大きに驚き、吾家へ逃げ歸り、其趣を其子に語りければ、夫れは恐れ入りたることなり。婚禮所にはこれなし。先づ入寺して御免を願はんと、増井村正宗寺へ父子共に入寺してければ、正宗寺早速西山へ參上すれば、公にも最早還御なれば、右の事を申上げ御免を願ひ奉る。公、聞し召され、「老人知らざるは尤なり。知らざる上は無調法にあらず。早々家に歸りて婚儀を整へよと可達。」と仰せあれば、正宗寺有り難しと御禮申、其旨を達し歸しけり。

夫より程經て、公右村へ御成あり。彼老人が家に臨み給ひ、「爺居るか。」と仰せあ

るゆへ、座へ出て拜伏すれば、御袂より御金一包出し給ひ賜はりけるとなん。(先清閑)

久徴、文化中白羽の庄次兵衛(後藤氏)なる者の所に至る。此者の譜學好事の者と嘗て聞しに依てなり。談話の中本文の事を問ひければ、庄次兵衛が曰、其老人は則吾が祖先なりと云ふ。其話大凡本文の説と合す。(桃蹊雑話)

四九 和光同塵

公は端麗にして威儀そなはり、それでめて物事にこだはらず、屈托がなく、下賤の者に伍して何の憚る處も、高ぶる所もなかつた。

むかし多珂郡大能と云ふ所へ御出ありしに、御歸るさに雨風甚だつよかりければ「菅^{郡同}と云ふ山家に御旅宿あるべし。」と仰られける。山家の事なれば、よろづ城市とは異なる事にて、食物も常に芋といふものばかりを食しける故、家々を尋

【多珂郡】今
日の多賀郡、
常陸の國の東
北部。
【菅】現在
常陸久慈郡賀
美村大字小菅
大菅

【松のひで】
古い松の樹脂
を多く含みて
松魚節のやう
になつたもの、
ひでは地方語
【燈臺】燈火
の臺、上に燈
臺をのせて燈
火を點する装
置。

ねて、白米壹升ばかりやう／＼もとめぬ。夜は松のひでと云ふものをとすなれば、燈臺などは一つもなく、なか／＼御旅宿なりがたきよし、御供の者申上げければ、「却て興ぜさせ給ひ、そこに御とまりなされ候。扱、かの求め候白米をかしぎ、御膳をさし上げ候へば、少し御箸をつけられ、御供の者どもに下され、御みづからは、土人等が食し候芋ばかりを聞き召し、夜は御持たせ候蠟燭をも御用ひなく、所からなる松のひでをたかせ、あかりにあそばし候。(桃源遺事)

五〇 人の難儀

公は極めて下情に通じ、且仁心深く、かりそめにも人に迷惑を及ぼすやうなことは、つとめて避けられた。

西山公御隠居後、水戸の内、又は御領内御旅行の節、御むかふより参り候者をと

【往還】ゆき
きの道、とほ
り道。

【検見】けみ
（毛見）ともい
ふ。武家時代
に、毎年稲作
の收穫前に於
て、吏員を派
遣して、實地
に就て、其の
年の豊凶を檢
し、年貢の高
をきめたので
ある。
【食婪】むさ
ぼること、食
はることをむさ
ぼること、婪
は食物をむさ
ぼること。
【手代】徳川
時代に、郡代
代官等の配下

に隸屬して、
收税其の他の
雑務に従事し
たもの。
【傑點】すぐ
れた悪才があ
る。極めてず
るい。
【豊儉】盛衰
又は豊凶の意

五一 信を人の腹中に置く

め、或はよけさせ申す事、御嫌ひ被_レ成候。

「世にある者は、高き賤きによらず、用をかゝへあるく者なり。我は世に用なき身にて、往還の人をとめさせ、よけさせ候事は道にあらず。」との御意なり。尤、御旅行の節、寄馬並に掃除仕り候事、御停止なされ候。（桃源遺事）

五一 信を人の腹中に置く

年貢の高を決定するに、役人にさせずして農民同士に定めさせられた。洵に大英斷である。農民を信愛せる公に於てこそ。

公御隠居の近き年、公儀より御年貢は検見を出されず、隣郷の百姓同士互に吟味して上納仕る様に仰せ付らるべき由御意あり。役人共検見を遣はされてども、色々の偽略を仕り私を致す百姓にて候に、彼等に任せ仰せ付なば、如何様の私をか致すべし。御無用なりと申上ければ、「いやとよ、貪婪の手代等に傑點の百姓が賂

を啗せたらんに、検見何の正しき事かあらん。此方より打任せなば多くの百姓の中に、若くは感激する者もあらんかし。其の上豊儉の恰好は大概朝露なる事なれば、私するとても何程の相違か有るべき。思ひ立ちたる事なれば我に任せて施行せよ。」とて仰せ付られし。之に依て御領内の百姓共例なき御恩に感じて則ち上納仕り、公儀には損毛も無かりしとなり。（玄桐筆記）

五二 人の非を言はず

他人の長所美點を賞揚するは、公の最も好む處。他人の蔭口、告げ口、非を發く等は最も忌む處であつた。

自今以後、父母妻子兄弟其の外親族の内、國法に背き罪科これ有り候を、能々承知仕候とも、親しき者として申出候はゞ、士の法とは存じまじく候。

且又、一門のみにあらず、平生別して咄し申す友達の内にも、申出る儀是また

【了簡】かん
がへる、思案

【努々】あせ
て、決して
必す

同心に存ぜず候。但、左様の國法に背き、不忠の者を強ひて隠し置き、才覺を以て逃れ候様に致し候はゞ、様子承り届け罪に申付けべく候。若し又、叛逆の巧み致し候か、何卒國の騒ぎにも成り、某大事にも成る程の儀は、國にも構はず、某にも思ひかへ、見のがし置く儀は然るべからず候。其段は某が申付け候に及ばず各々の了簡あるべき儀に候。一筋に申し難く候。
縦へ、父子兄弟たりと云ふとも、罪人をば申出で候様に定め候こそ、某が爲には宜しく候得共、士の風儀は左様の仕方は悪しく候。惣て、某が心底各の義理立をまげて、某一人に忠節を致され候へとは努々存ぜず。某に背かれ候ても、各の義理さへ違はず候へば、某に於て珍重に存じ候。(義公命令)

五三 寛大大様

公は常に人の過ちは大目に見、つとめて長所有能をよく用ひられた。特に若い者の過を寛大に見のがされ、之が後に立派な者になつた例も少くない。

【折檻】きびし
く、せめこら
すこと

【どよみ】鳴
りひびく、と
どろきひびく

「其方などは生立より律儀まつばうなる者を極上の人と存候や。誠に極上の人とは聖賢の事なり。今の世にはなきものなり。今時生立より律儀者と沙汰するに愚なる者多し。又、若き時ろつほう仕候者の、後にはよき人と成り候事多し。其方共を始め重役申付候者共に、若き時分多少色品は異なることありとも、ろつほう不調法など一つもせざる者有るべしとも思はれず候。依て諸士の若き者のろつほうなど仕候儀は、用捨有るべき事なり。又、子供を教ふるとて折檻するは益なきのみならず、氣志を縮めて却て妨と成る者なり。己が有り度き儘に有らしめて機會を見て合點行く様に導く事肝要なり。」と、夫故御家中或は郷士の子供等、宿にては父母に叱らるゝに、御前にては御構ひなき故に、喜び勇みて常々御前へ相詰め、各の同志色々の慰みをして、どよみを作して笑ひ狂ひけれども一度も御叱り遊ばされたる事も無かりし。然るにいつにか感化する所の有りしと見えて、御前へ相詰めける子供等は、皆おとなしく人となりて、行儀心術ともに正しく生立ちけり。

又、仰せられけるは、「東照宮参河に御座の時、侍共御次にて相撲を取りけるが、

○家康の寛大
それにも感化
を受けし公。

餘り強くどよみ狂て壁垣を破りぬべく聞えければ、間に立てし襖障子を明け給ひ
扱々狂ふ者どもかな。左様に致しては疊の表損すべし。裏を返して相撲を取り候
へと仰せられて、御入り遊ばし候とかや。亂國の習ひとは云ひながら、昔の御家
風は寛大に有りしぞかし」と度々仰せられける。(桃源遺事)
(玄桐筆記)

【士道】武士
たるもの道

水戸にて若き侍四五人寄り合ひ、武藝の稽古致候が、皆々くたびれねころびて休
み候内、覺えず熟睡す。然る所へ彼の家へ心安く出入の町人、フト來り此の體を見
て、刀どもを盗み取り逃げ去りけり。其の後、右の者ども目を覺し、大に驚き、
士道しだうを失ひ候とて、各々覺悟を極め、右の趣を訴へ出しに、公御聽成され、「誰と
ても寢入し中は如何様の事を致されても是非なき事なり苦しからず」と仰せらる。
其の後、彼の町人を尋ね出だし、刑に處せらる。(桃源遺事)

五四 無言の賞詞

西山莊に於ける或る日の酒宴中の出來事、その事につき、直接是非を言はぬ公の胸中
心境、よく玩味すべきである。

西山公御隱居後、或る時御心やすき出家衆五七人御招請なされ、例の御詩歌あり
扱、御酒宴に及びて、古戦の物語などありしに、ある僧申されけるは、唯今自然
の義も候はゞ、坊主あたまに冑を戴き、御馬の先へすゝみ、御用に相立ち申すべ
く候。御家中衆はおのゝ妻子御座候に付、何としても其の方へ心ひかれ申すべ
し。拙僧などは妻子これなく候間、何の存じ殘し申す事露ばかりも御座なく候。
いさぎよく戰場へ罷出、打死にいたし御目に掛け申すべく候。とおもひ入られた
様子にて申され候へば、御座中一同に感心申候。

然る所に、馬場佐五右衛門高道、御末座に罷在候が、とかうの義も申さず候を、
西山公例の御目はやにて御見とがめ、御けしきかはり、佐五右衛門を近く召され
「其方一人何の挨拶も仕らず候は、いかなる所存に候哉。急度申すべし。」と仰せ
られ候。

【おもひ入】
思ひこむこと

【馬場佐五右
衛門高道】西
山莊に於ける
公の侍臣、白
坂に住んでゐ
た。

地
の
卷

五五 主従ともに修養

公が部下と共に修養向上せんと心掛け、其の爲に諫言を求めらるゝ熱意と雅量とに敬服する。公が絶世の明君賢主となられた所以もここにあらう。

今般、愚意の趣一々左に書き顯し、各等へ申聞候故は、自今以後、某も各と互に善に進み、悪を改め、各は古の忠臣義士にも恥ぢず、某も明君賢主の跡をも慕ひ後代迄も君臣共に能きためしにも引かれ候様にと、眞實に存入り候。各も某が心底を能々推察いたされ、常々意見を加へられ、諸事さし置き頼み入り申す外他なく候。勿論各も其の心得肝要に候。然れば、古の聖賢の君さへ群臣の諫を求め給ふ。況んや某如きの者、先祖の積善により其位に登り、各の上に居ると雖も、生質不肖にして君たるの道に違ひ、各の心に背かん事を朝夕恐れ入り候。某身の行ひ、領國の政、諸事大小によらず、少しにても宜からぬ儀、又は各存知寄りたる

○謙遜の態度
祖先に對する
感謝の態度、
奥床しいかぎ
りである。

○自己をよく
知るものであ
る。

儀、遠慮なく其の儘申聞けらるべく候。其中、國政の儀は、假初にも民臣に係り候へば、小事も大切なる儀に候間、各の指圖を承る筈に候。各も遠慮あるべき儀にあらず候。

但、身の上の儀、右の通り申渡し候ても、某氣にあたり申すべき歟と、計ひ申さるゝ儀これ有るべしと心元なく候。又は、生質不肖に候間、ケ様に申候ても、我が身の悪事を強く諫められ候はゞ、不快の顔色見え候儀もこれ有るべく候間、重ねて懲らし申さる様に致したく申すべく候。其の段は随分嗜み申すべく候。萬一其の氣味見え候共一旦の儀にて、始終の心底は弓箭を以て、只今申す通りにて候惣て、某心底内外の義に付、己が悪事を人に隠し申す儀はこれ無く候間、見及び聞き及び申さるところ、何事によらず、機嫌をはからはず、諫言を頼み申候。其の事慥ならず候とも、虚實は構はず候。

縦令ば、遊興を好み候歟、少しにても自由の振舞候歟、女色に耽り候歟、奥方に驕りこれ有り候歟、己の威勢に募り候歟、才智に誇り候歟、武備を忘れ候歟、家臣百姓に至るまで憐愍これ無く候歟、無用の器物を翫び候歟、金銀を費し候歟、

【一旦】 ちよつと。
【始終の心底】 眞實の心のそこ。
【弓箭を以て】 武士の誓ふ時にいふ辭、誠實にしないことはりないこと。
○これ等は公の一生慎みて自戒實踐せられた處である。

【作事】家の
建築、工事、
普請。

五六 光陰を惜しむ

一〇六

作事を好み候て分を破り候歟、ケ様の儀、自分に存寄る分に候。此の外にも思ひよられ候事どもこれ有り候はゞ、對顔の節、直に成りとも、又は書付に成すとも指出すべく候。祕し申たき事に候はゞ封じ候て尤もに候。取次の者少しも延引候はゞ不届たるべく候。勿論一覽にも及ばず其の儘これを達すべく候。(義公命令)

五六 光陰を惜しむ

公の詩三首、一は寛文七年の作、齡不惑に達しながら、猶、自ら足らざるを歎き、一は或る暮春の作、光陰矢の如く老の到るをおそれ、又、曲水の宴に際しても尙且修養を思はれるのであつた。公の大をなした所以もかくてこそ。

【月正】正月
のこと。

年々解かず従前の惑ひ、
四十にして又今月正に逢ふ。

【朝來】あさはやくより、
世説「西山朝來、致有」

己に駭く朝來將に老の至らんとするに、
悔ゆるは道を聞くこと晚くして更に成る無きを。(常山文集)

年々不解従前惑。 四十又今逢月正。
己駭朝來將老至。 悔聞道晚更無成。(同上原文)

春を惜しんで止まらず春寂寞。

吾れを顧みて猶ほ惜しむ少年の春。

今日學ばず來日有るも、

年光矢の如く老頻りに臻る。

聞くならく往昔の賢哲、

能く分陰を惜しんで天真を楽しむ。(常山文集)

惜春不止春寂寞。 顧吾猶惜少年春。
今日不學有來日。 年光如矢老頻臻。

五六 光陰を惜しむ

一〇七

【分陰】少し
の時間。

五六 光陰を惜しむ

聞説往昔之賢哲。能惜分陰樂天眞。(同上原文)

一〇八

三月三日曲水觴を泛べて暇事を修す。

麗日重三の節、

踏青春色深し。

羽觴洛水に飛び、

詩韻山陰に屬す。

風暖かにして紅桃綻び、

晷閑にして黄鳥吟す。

人皆暇事を修するも、

何ぞ吾が心を洗はざる。(常山文集)

三月三日曲水泛觴修暇事

麗日重三節。

踏青春色深。

詩韻屬山陰。

踏青春色深。

踏青春色深。

踏青春色深。

【曲水】古昔三月三日、即ち桃の節句に禁中にて行はれた公事。
【麗日】うららかなる日。
【重三】陰暦三月三日の節句。
【踏青】春日郊外のあそび。黄庭堅詩「白紅庭堅詩」白三三五踏青來。又、上巳曲水の宴をいふ。
【羽觴】さかづき。
【晷】日景、日の光り。
【蹊】身に罪又穢のあるとき、河に赴き水にて身を淨めた行事。三月三日に行ふを春禊、七月十四日に行ふ

を秋禊といふ

【森尚謙】諱は尚謙、嚴整と號した。攝津、高槻の人。初め福住道祐に學び、後、松永昌易に師事す。貞享元年義公に仕へて史館に入り、享保六年歿す。享年六十九。

人皆修暇事。何不洗吾心。(同上原文)

五七 五倫をみだす氣違

五倫をみだす氣違とは、奇抜な言ひ方である。公が居常いかに五倫を重んじて居られたかどうかはれる。

或る時御前に、板垣宗愴、森尚謙及び誰彼相詰め候節、西山公仰せられ候は、「世上にて氣違と申候は心風と云ふ病也。それは病人と云ふ者也。今茲に病なくして五倫をみだす者あらば、それを氣違と申すべし」と仰せられ候。(桃源遺事)

五八 名のかはりたる盜

分外の奢侈、借金等の誠め。名のかはりたる盜とは是亦奇抜な言である。

五七 五倫をみだす氣違

五八 名のかはりたる盜

一〇九

世俗、己が分を辨へずして猥りに物を費し他に借りて返す事なきは、名のかはりたる盗なるべし。借る時何ぞ返す事を思はざるや。返す事を思はゞ自ら借らざるべし。借るといふとも、又速に返すべし。(西山 隨筆)

五九 質實儉素

綺羅を斥け、質實儉素を旨とすべきは、公の常に實踐躬行されたる處、「聲色飲食不_レ好_二其美_一。第宅器物不_レ要_二其奇_一。有_レ則隨_レ有_レ而樂_レ。無_レ則任_レ無_レ而晏_レ如_レ。」は公の性格であり、主義である。また之を以て諸士を誡められたのである。

家中の士は綺羅を好むべからず。武具馬具太刀かたなも用に立つを専らに仕るべく候。拵へ仕立も成程兎相に仕るべく候。まして常體の衣裳いか様にても苦しからず候。兎角兎相に越したる義はこれ無く候。但、貴賤によりて衣裳の式は別紙に定め置き候。

【綺羅】麗はし衣服。

家の作事は好むべからず。畢竟、風雨をさへ覆ひ候へば、是亦、兎相に越したる事はこれ無く候。但、分限により家の大小は格別にて候。

衣食住の外、士は武具馬具は用意なくては叶はざるものにて候。其の外は常用の申す器物は格別、夫れも用に立つ物までにて、結構なるもの一圓入らざる事に候。縦令ば、掛物、茶碗、茶入等の類、多く集め持ち候て、何の用に立ち申す儀にて候や。世に交はる習ひに候へば、少しも苦しからざる義に候へども、それも一向に構はず候はんは、結句心にきき方に存すべく候。(義公 命令)

【一圓】一切

【結句】結局

六〇 儉約第一

公の常に其の臣屬を戒められたこと。平凡のやうであるが幾多の教訓を含んで居る。

天下國家の主より士庶人にいたるまで儉約を第一の徳とす。今や天下久しくをさまりて、人々おぼえずしらずに、衣服馬鞍腰刀のかざり、もろくの器物食物家作りをよぶまで、男女共に奢侈におもむきたるゆゑに、その國用家費たらず是しかながら上たる人の心を用ひられず、たゞ榮花にのみならひくらし給ふよりその風俗おのづから下に及べり。あまつさへへつらひの進獻に美をつくし、なほその執事近習の輩に至るまでも、各々美物を興へておひげの塵をはらふ。此の風一帯に行はれて後とは天下の窮困となれり。況んや土木を好み給ふ代には、諸國の手傳ひをかりたまふ故に、國主萬金を費やす。國主苦しむ故にその士農工商をしひたげて一國の困窮となれり。治平久しければいづれの世もこれなり。舜禹の徳を慕ふまでこそあらざらめ、せめて漢の文帝の節儉にまませし故に、天下ゆたかに人と其所を得て安堵の思ひをなせし。時を人主は目あてにして身もちを慎むべき事なり。士庶人のせばき家の内とても程々にしたるがひて儉約を守れば、親類友達を助けやすく、子孫に藝術をしふるもまどしからず。但し節儉と吝嗇とまぎるゝものなり。この間をよくくわきまふべし。吝嗇なれば上たる人には諸人

【進獻】進上
獻上の品のこ
と。
【ひげの塵を
はらふ】目上
の者に、おも
ねりへつらふ
ことをいふ。

【まどし】ま
づしの意。

なつかず。下たるものも親族朋友むつまじからずして、人倫の義理をかく事のみなり。(年山紀聞)

六一 一つの頭巾四十餘年

公が西山に隠居された時の持參物、質素な生活振りには左の通りであつた。

西山公御隠居の砌、御寶物並に金銀等及び萬の器物、何にても西山へ御携へなされず候。但し御書物は御預り候由、綱條公へ仰せられ候て、數多の御書物ども西山へ御持たせなされ候。公常は茶の湯も御好み遊ばされ候が、すきといふものは器物の慾出来るものなり。とて御止めなされ候。西山にては朝夕の御膳も一汁二菜三菜最も淡薄なる飽食を聞食、御小袖も絹紬計御着し、御常紋も御用なされず、丸の内に葵と云ふ文字を御附なされ候。御夜服は昔より薄き絹の御夜着一つ、薄き絹の御蒲團一つのみにて、外には何も御用なされず、御頭巾も何時の頃よりか

【常紋】家々の
目標として
用ふる紋。

の古きを改めず召させらる。御頭巾は茶ちりめんなり。凡そ此の御頭巾四十年餘になると近習のもの申さるゝ由、公、此の頭巾を御逝去のきは迄召させらる。

公、御隠居の後、水戸へ御出又は御旅宿の節は、御自身床のあげおろしをなされ御近臣には構はせられず、大方の事も御自身なされ候。西山にては歌舞等一切無之、折々御領内を御廻り、民を御めぐみなされん事を思召し、或は寺社へ御入り本縁を正し、附會を改め、或は民に農業を御教へ被_レ成候。(桃源遺事)

【本縁】もと
の縁起、正し
い由緒。
【附會】こち
つけ。

六一 一家の經濟

公は質實儉素の生活をなすと共に、一家の經濟に對し、確たる經濟觀並に貧富觀を持し、之を以て諸士を誡めて居られた。

家中の士は、勝手續き申す様に、諸事分限相應に致し、所納しよたうの分量を積り候て、金銀の遣用を加減致すこと尤に候。親族等に貧窮なる者候歟、又は、他人にても

【所納】収入
のこと、

【奇特】心が
けの感ずべき
意にいふ、見
あげたもの。

存知の者の内に迷惑致す者候て、見捨て難く候故、左様の義にて自分の勝手悪しく成り候ても、結句奇特に存じ候。左様の處不届にて勝手能く候ても、士の本意にてこれ無く候。(義公命令)

六三 外見を飾らず

周公等の實例を引いて、質直朴素の必要なことを、家臣に誡められた。洵に公の生涯こそ質直朴素そのものであつた。

當代の風俗、質直朴素の氣味少く、外見を飾り、身を豊かに持ちなし候。

我と同列又は下輩の者に對し候ても、高位に取り繕ひ、偏に飾りたる木人形の如く見え候由承り及び候。

ケ様に六ヶ敷取りなし候は、餘程苦勞なる義に候。それも士の作法に叶ひたる事に候はゞ尤もに候。

【木人形】で
く、にんぎや
う、木ぼりの
人形。

【分限】 身分

【周公】 名は且、周の文王の子武王の弟武王を佐けて天下を定め、又、幼主成王を輔けて、禮樂を制定し、天下大に治まつた。

【所帯】 一身に屬する所。代、資産・身

士は分限より身を下げ候て、諸事の仕方無造作に形をつくるひ、身を飾る事なく候こそ本意にて候。

聞く、周公は賤しき士にても來ると云へば、必ず對面し給ふ。髪洗ひ給ふ時人來れば、髪を半ば洗つて手にて握り出給ひ、食し給ふ時人來れば、口に有る食を吐きて出給ふとや。

時の天子成王の叔父にて、天下の攝政におはしませども、勢ひを忘れて、形に拘はらず、此くの如く無造作なる振舞なりしぞかし。況んや、少しの所帯（しよた）を持ちて高體の振舞を致すは、偏に井の内の蛙にて候。

昔より和漢ともに世間を廣く見、人情を能く存じ候者、いづれか、ケ様に六ヶ數取りなしたる振舞ひ候や。某が家臣たる者は、諸事無造作に、繕ひなき様致すべく候。（義公）
（命令）

六四 廣大無邊の愛

西山莊の居間から、外庭の森羅萬象に視線を投じ、更に心眼を開いて、ちいつと見つめられた時の公の心境。廣い豊かな心、凡ゆる物の存在を肯定して、凡てをいつくしんで行かうといふ廣大無邊の愛。是が公の人格の根本であつた。

茅店雲蒸して竹扉を鎖す。

物皆處を得て物皆宜し。

靜かに道眼を開けば青白無し。

彼も一時、此も一時。（常山文集）

茅店雲蒸鎖竹扉。物皆得處物皆宜。

靜開道眼無青白。彼一時兮此一時。（同上原文）

六五 慈 悲

【茅店】 茅屋に同じ。

【竹扉】 西山莊の正門、竹で編んだもので、裏は上げて、根となし、夜は支柱を外しておろして扉とし、貫木とする構造である。

【處を得て】 あるべき場所に安んじて

【道眼】 よく道を見るまなこ、楞嚴經に「開我道眼」

【青白】 青は青眼、特に愛する白は白眼、他をにくむ。

【一時】 一存在の意。

【仲尼】孔子名は丘、字は仲尼。

【政道】つまり道。ことを施す。

【一代藏經】一切經。經、律、論の三藏の經文の總稱、七千餘卷。

【老中】徳川幕府の時、藩主をたすけて政治を執つた役人。幕府の老中。

公の中心思想乃至性格傾向は、左の語に依てうかゞはれる。公一代の仁政、仁慈の行動は、こゝから流れ出たものであらう。

公曰く、「仲尼は一箇仁字を説き、釋迦の一代藏經は慈悲の二字に過ぎず。政道には都て慈悲を專一となすべきものなり。」と。(支桐筆記)

六六 罪を憎んで人を憎まず

藤井紋太夫を成敗せられた顛末、並に、その心境。其の罪を憎んで其の人を憎まず。況んや他の人をや。

御家士に藤井紋太夫徳昭字文と云ふ者あり。利口にして辯論人にすぐれ、其の上廣く諸史に通じ候故、書籍を引て是非を決斷する事、速にこれあり候。

茲を以て、西山公御取立て老中に被成候。其の砌は篤實謹厚に相見え申候處に、

【倭奸】辯才あつて、心術正しからぬこと。
【邪曲】よこしまにしてねぢけてあること。
【追従】へつらふこと、おもねること、こぶること。
【よみする】好しとする。ほめる。

【驕慢】おごりたかぶる。

【入魂】親密

内心にしのびかくしおき候倭奸邪曲、いつとなく外に溢れ、おのれによからざる者をば甚だ惡み、あしざまに言上してきびしく刑罰を加へ、已に追従輕薄を致す者を、よみする事も亦甚だしく、よき様に取なし官祿をすまませ申候。士及び百姓町人に至るまで、大に苦み怨み憤る者共多くこれあり候。

漢の高祖は寛仁大度なりと云ふ。又、大山不讓ニ土壤。故能成ニ其大。河海不擇ニ細流。故能就ニ其深。など云ふ事を談する者あれば、色を損じ辯舌をふるつて其の言をいひ破り、只常に赦者君子の不幸、小人の幸といふ言を讚歎して、少しも赦事あるべからず。諸の小人共を一々首を刎たらんには國治り目出たからんと申候。

かくて日をかさね年をおつて、驕慢の心盛になり、惡事長じ候に付、西山公已むことを得給はず、彼れ紋太夫を御誅被成候。西山公、紋太夫を御見そこなひ、御取立被成候段、まことに、訛イフハルニテ之ヲ以テ理之所有。則雖ニ君子ト可レ欺。といへる古人の言は宜なる哉。綱條公、御いきどほりふかく、妻子は申すに不レ及、親類ども及び入魂の輩まで、それレに刑罰なさる

【王莽】字は巨君、漢の孝元皇后の弟の子。始めよきも終りよきしからず。
 【白樂天】唐の詩人、名は居易、字は樂天、號は香山、太原の人。○公を庇護する筆者(三木之幹)の主君と思ひを、思は

【後生】來世、未來、死後、行く處はつて【磔】昔の刑罰の一、身體をキ形又は十字の刑架に縛りつけ、左右の腋下から槍で突殺した。【追放】武家時代の刑、武家時代の區域より定むるより、追ひひて、其の中に入るを得しめざる【閉門】江戸時代の刑、一武士、僧侶、一人等に科し、たもの、謹しむるの意を表すた籠る。重きは五百日の間は

べきと仰せられ候を、西山公「咎は彼一人に止る。妻子に罪なし。御免あるべきよし」達て仰せられ候に付、妻子どもは御たゞりなく、親類に被下、勿論親類並に入魂の者どもは何の御構もなく候。

西山公は、卻て彼が妻子共に御哀憐を加へられ候。其の比、いかなる者の作り候や、藤井記鰥物語など、號して、紋太夫事をさまん、に書記したる書物どもあまたこれあり候。其の書物どもを見るに、つたなき者の作と見えて、一としてとるにたらざる事なり。見る人有りとも、必ず以て信用あるべからざる者なり。紋太夫が義をこゝに書きしるさまほしけれども、事繁きゆえ略し申候。

所詮、彼がさまを知らんと思はん人は、漢の王莽が傳を見るべし。紋太夫は彼の王莽に相似たる者なり。されば白樂天が詩に、周公恐懼流言曰。王莽謙恭下土時。若使當年身便死。至今眞僞有誰知。と作れり。紋太夫はかへす、王莽によく相似たる者也。

西山公手自彼を誅し給ふ事を、後人批判申す義もこれあるべきか。此段は桃源遺事を熟覽して、西山公の御平生を以てさつし奉るべし。(桃源遺事)

公隱居後役人に命ぜられ、死罪の者の名を悉く書付させ、それを取り寄せて年の終毎に、西山久昌寺に於て、夫れんの吊ひをされた。そして曰く。

「綱條は國務の止む事なく、罪ある者は其の罪の輕重に従て、或は斬罪、或は磔等に申付る事なり。尤も其の罪人は其の罪を以て命を失ふ事なれども、其の者の後生の儀不便故、今我が隱居の役に其の冥福を救はんが爲なり。」と。かゝる御仁心故、家士の中、罪ありて追放或は閉門等申付らるゝ者ども、御免後は少しも舊惡を思召さず、元の如くに御召仕成され候。勿論當座の不調法杯にて御叱りの者は申すに及ばず、惣て御處置仰付らるゝ者の舊惡を、後日に御近臣其の咄し出さるを嫌はせられ、其の罪人は其の罪にて已に處置すれば、夫れ迄にて事終りしなり。今其の者こゝになしとて、其の舊惡を重ねて申す儀はあるまじき事なり。と仰せられ、又、傍輩の過失を主君へ告げ知らする事は心得あるべき事なり。尤も不忠不義の君の爲に害あるべき事は沙汰の外なり。させる事もなき過失、或は虚實慥かならざる事どもは、随分主君へ聞せまじき事なり。主人たるもの聞いでは、

【鉗錮】鉗はくびがね、錮は罪人の首にはめる金輪、古の刑罰。錮は、つなぎとむ罪人を一室にとちこめて自由をさせぬ刑罰。【奉行】昔、武家で種々の職の長官。【用人】大名又は貴人の邸につかへて種々の雑用をする役人。

六七 人倫に目覺めしむ

縦令信用せぬとても其の者を見る時は、自然と目見せよからぬものなり。然れば人の心を失ふ端となることなり。必ず慎むべきなり。傍輩の功をば縦令十分儘に聞き届けずとも、早速主君へ告げ知らしむべきなり。是れ傍輩に處する法なり」と常々仰せられき。

家中の者ども、過失ありて久しく鉗錮せられ、飢餓に瀕む者どもを、常に小冊子に書付置かれ、老中、奉行、用人等西山へ伺候の折々、御託言なされ、祝事弔事の折節に付て、召出さるゝ者どもの内、公の託言によりし者少からず。公、時々、の言に、「われ隠居以後政治向は總て謝絶すれども、苦しかるまじき儀を託言するは、隠居老人の役なり。」と仰せられき。（桃源遺事）

六七 人倫に目覺めしむ

領内に父殺しの犯罪人があつた。藩吏は之を死刑に處せようとしたが、此の者性來頭愚で、山谷に生長し、倫理の何物たるを知らず、「我れ若し他人の父を殺せば當さに刑

を受くべきであるが、自分の父を殺すに何で刑を受くる理があらうか」と嘯いてゐる吏は止むことを得ず、仔細を公に申上げた。

【孝經】孔子と曾子と孝を論じて、門人之を筆記したものの一巻。十三經の一である。

公、儒臣を召して戒めて曰く、「此の頑民を以て汝に預くれれば、三年の間力を竭して教へ導くべし。若し懈ることあらば汝を罪すべし。」と。儒臣因て其の民をして己が家に居らしめ、日々孝經を講じ、之を聞かしめ、懇々教戒せしかば、未だ三年ならずして、民漸く字を知り、義を辨じ、始めて父を殺すの大罪なる事を悟り心中甚だ慙ぢ、自ら訴へて刑に就かんことを請ひしかば、乃ち之を刑せり。（桃源遺事）

六八 惻隱の情

乞食僧にまでなさけをかけられた公。そして前約を果たすことの出来ないのを心にか

【披露】 文書を披き、露はして見すること。

【目見】 まよること、謁すること。

【御寢所】 西山莊の三疊の書齋(丸窓)の北隣りの六疊の部屋、こゝが公の寢室であつた。

【首尾】 物事のはからひ。

○日乗の處置を全部是認せられ、却て日乗の苦勞をねぎらはれる公の思ひやり。

くありて六助出で、御意遊ばされ候には、「丁寧の存じ入りどもなり。遠慮には及ぶべからず、とく／＼御前へまかり出づべく、常々の體にて御對面あるべく」との御意なりとぞ。

予、これは思ひもよらぬ有りがたき御事なり。さあらばとて常の如く御前へ出づるに、「先づ暑さも殊なるに衣をもくつろげて近う参れ。」と仰せありし。御前にさぶらひて常の如く御物語きこえ給ふ。未の比か、水戸より参りたる衆に御目見仰せ付けられ、其の時、御前の人々少し立ちのきける序に、予に「是へ参れ、尋ぬべき事あり」と仰せなりしかば、御寢所迄参りてありしに、「扱、此の程の事いかゞしたる事ぞ」と御尋ねありしかば、大旨かろく申上ぐるに、「段々の首尾よろしく申付たるなり。汝申す如く、深く吟味あらば寺の外聞もいかゞ敷思召すなれば、酒狂の取り沙汰尤もなり。閉門の者少し後々の爲めなれば、懲らしめの爲めに其の義然るべきよしにて、苦勞の程思ひやらせ給ふ。」など、御意さふらひし。覺えず忝さに涙のよほしけるなり。

扱、御前を退きける。又、常の如く御物語ありて人々も御前に出づる。御料理赤

豆の飯給はる。日暮て御酒まいる。御機嫌めでたく侍る。(日乗日記元祿十一年七月十九日)

七〇 弱者を助く

久昌寺の日乗上人は、沙門の身を遠慮して、外出には武具を持たせぬのであつた。公は之を聞かれて、何を遠慮するか、公方の前とても憚るなど、飽くまで庇護し保證される仁侠の公であつた。

正月十日 壬戌 晴小雪、勤行如常、南龍院殿御廻向。

夕方御殿より召す。則ち参上。今日御せち見なりしが、おちさせ給ひて、御機嫌めでたかりし。「明日御具足の餅御祝の事侍る。」との御意にて、御前の人々、法師も具足もちてよかなるなど云ひあへり。予に何も持ち侍らぬやなど尋ねられしに、具足もなし、何も持ち侍らず、長刀は一枝持ち侍る。厚善院殿より御遺物に給はるなりと申す。しかれど、外へは持ち侍らぬなど申ければ、御意ありしは、「今ま

【南龍院殿】 紀州侯徳川頼宣公。
【せち見】 せちみ(節忌)精進する定日、六齋日の類。
【具足の餅】 昔、正月に甲冑に供へた鏡餅。

【此の老人】
公自身の謙稱
【公方】 將軍
のこと。

で外へ持たせぬ事は心得ぬ事なり。成る程、旅の道などは云ふに及ばず、外へ持たせ侍るべし。」と仰ありし。予申上ぐるは、人のいかゞ思ひ侍らんかとて遠慮仕りありしなど申ければ、「此の老人が請け合ふ事なれば、公方の御前をも憚ることなかれ。いづくにても仰なりと申すべき」よし御意ありし。御前の人々、是は辱き御意なりと何れも申されし間、畏り奉るよし申上げしなり。（日乘日記、元祿十年正月十日）

七一 名判 斷

日乗上人が公に招かれて、京都から常陸西山の久昌寺に來たのは延寶五年である。爾來二十年の月日は流れた。公の深い信託を得、殊に公の西山隱棲後は一入で、朝夕に公に近接して寵遇を得て、何の不満もなかつたが、明け暮れ心にかゝるのは故郷に置いて來た老母の身の上である。呼び寄せようとすれば、反對する人もある。悶々のうちに日を送つてゐた。思ひ餘つて公に打ち明け、其の明斷を求めたのである。

【兩弟子】 慈
縁と慈教。

【着】 執着の
こと。

【父母報恩經】
父母恩重經の
こと。

【新八】 儒臣
中村顯言、通
稱は新八。

予が母、年頃此方へ迎へてんと存じ奉り候へ共、兩弟子の内、或はわうはくが古事を引いて、僧の出家の時恩を報すなれば、こゝへ呼ぶこと無用と申す。或は孝行を存じて昔より僧となりて如何ばかり孝行をつくせし人達多し。釋氏二十四孝に見えたり。たゞ世間の人のおもはくを省みず、老母の心を養ひて呼べと申す。其の内に此の頃、深う異見する人あれば、堪へ迎へ侍るまじと、存じ奉る由申上るに、しばらく御思案ありて、「いづれも其の道理あり。さりながら、御前に思しめすは、先づ如何様ともその心行にし侍れ。其の内に二つの道理あり。若し其の方に母に逢ひたき志ありて呼び迎へんとするは、誠に僧の上の着なるべし。さあらば無用の事なり。又、老母そこを慕ふ心ありて、下りたく思ふ心あるならば如何に佛者の上とても父母報恩經を佛も説き給ふ。其上、昔より智者たち幾人も父母に孝養を盡し給ふなり。とかくは母が心に下りて、そこにも對面したく思はず、苦しからず、呼び迎へ給へ。是れ我が所存なり。何と思ふぞ新八。」と新八へも御相談ありければ、新八御尤もと申さるなり。予、辱さに涙も袖にあまりて長く侍りし。（日乘日記、元祿七年）

【榮耀】ぜいたくすること

いたむ事をかへり見ず、榮耀にてほしまゝに事を致し候をば、甚だ御嫌ひなされ候。(西山遺事)

【古内村】常陸東茨城郡西郷村大字下古内

義公、古内村へ御成、清音寺境内にて御鐵炮を以て鳥を打落し玉ふ。住僧出でこれに御朱印地にて候ふ。公より賜はりし土地に非ず、御殺生御無用なりと申上る公、聞召し、「是は吾過ちなり。ゆるし候へ。さて此の境内の外は皆我領内なり。

【清音寺】臨濟宗、京都南禪寺附屬太古山と號す末寺三ヶ寺あり

自分土地へは一寸も足ぶみ無用なり」と仰せければ、住寺大きに恐れ入り、左右の御近臣に就て、御詫び申上げ、やう／＼御免ありしとなり。(桃蹊雑話)

【御朱印地】幕府より賜はつた土地

義公御隠居後、太田より岡田村を通らせ玉ひしに、老人の稻を刈るを御覽あり。

【岡田村】常陸久慈郡西小澤村大字岡田一里

「其の稻は何と云ふぞ」と御尋ありしに、かいちうと申す由申上る。

公「かいちうならば舟のあるべきに無きは如何」と御戯れなされければ、此の老人頓智ものにて、舟があればこそ穗(帆)が見へ候と申せば、殊の外御機嫌に入りしとかや。(磯部村民人話)

七三 機宜の處置

人の上に思ひやり深く、殊に人に迷惑をかけまいとする公の心構へ、而して突嗟の間にも智恵のはたらく機宜の處置。

【參府】徳川時代に諸國諸大名が江戸に参觀したことを。【潮來村】現在の常陸行方郡潮來町。【布佐村】現在の千葉縣葛飾郡布佐町。【潮來】利根川を上りたる處。【松炬】たい

源義公、先年御參府の時分に、潮來村より布佐村へ御舟にて御上り被遊候時。ことの外の風雨にて夜に入り、前後も不見、御舟ばかり漸く布佐近くになり、御供舟はつゞかず。岸に提灯、松炬見ゆ。岸よりは御舟に提灯無きにより、追付け御着の御左右もなく、覺束なく罷在候處、仰せられ候は、「俄に舟着き候て迎に出で候役人ども、出合申し候儀遅々仕候はゞ、支度なりがたく、うろたへ可申候。案内のしかた可被成様これなく候間、御鐵砲を、一はなち、三はなち、打ち可申候。御鷹場にて候へば、外の舟に鐵砲は打ち申間敷候。御舟近くなり候と岸にて知り可申。」との御意にて、鐵砲御打たせ被遊候へば、如案、岸にこれある者

まつ、松明。
【左右】やう
す。有様。

【小金】下總
東葛飾郡小金
村。

【付木】檜の
薄片の端に硫
黄を塗りつけ
たるもの。こ
れに燈火など
をつけ、他物
に火をつけ、
用ふ。

【御屋敷】こ
ゝでは水戸邸
をさす。

七四 拍子木の打ち方

ども、きゝつけ出合ひ、御迎へ滞りなく相揃ふなり。其の時、新八も御舟中御供
なり。(義公
遺事)

義公、小金に遊獵し玉ひし時、夜に至りて燈籠を命じ玉ひしに、如何して失念した
りけん、付木なし。廣原の中にて人家へは遠し。如何はせんと思ふ處に、公仰せ
けるは、「中間小者の脇指を抜て見るべし」とあるに心付、抜かせ見けるに、多く
付木を得たり。是は輕き者は付木をさやとめに用ゆることを御存じありて、斯く
はの玉ひしなり。(西山
遺聞)

七四 拍子木の打ち方

拍子木の打ち方は夜廻り番人の任意で、無意味に打つてゐたのを、公の發案によつて
制規せられ、その打ち方が世間に廣まつたといふ話。

【時々の數】
四ツ時(午後
四時)ならば
四ツ、九ツ時
(夜十二時)な
らば九つ、八
ツ時(午前二
時)ならば八
つといふやう
な數。

【大學】四書
の、儒教經
典の、親民、
善の、格物、
知と、誠意、
心、修身、齊
家、治國、平
天下の八條目
を説明したも
の、孔子の著
といふ。

夜廻り番人の打ち申候拍子は、前には何方にても、或は二つ、或は三つづゝ、心
次第に打ち申候を、源義公様被_レ仰付、「御屋敷にては時々の數を御打たせ被_レ成
候。」是より世間へ廣まり、只今は江戸中何方にても時の數を打つなり。(義公
遺事)

七五 大學を出せ、大學を

人に事を命ずるにも、誤解のないやうに、またまごつくことのないやうに、一寸した
ことにも誠に行届いた公であつた。

義公御用事を近臣に命ぜらるゝ時は、必ず御詞を重ねて仰せられしとぞ。たへと
ば、御書等なれば、「大學を出せ、大學を」と御意ありし。是は聞誤りたる時、君
上え對し奉り、御問ひ返し申すことを憚り、却て御用の滞にもなり、亦是皆々こ
まらぬ様との尊慮なるべしと云へり。(渡邊
誠話)

七五 大學を出せ、大學を

七六 將軍家の名折れ

日常の書翰など、ともすれば形式に囚はれ、慣習に引きずられて、大切のことを逸することがまゝある。流石に公は明敏で落度^{らくど}がなかつた。

義公、西山におはせし時、奉書到來し、其文に、江府この度大火の處、御城御類焼も無^く之、公方様御機嫌よく御座なされ候段、申し來る。

【奉書】將軍の命により下せし文書。
【江府】江戸のこと。
【公方】將軍家をよぶ尊稱。
【名おれ】不名譽。

義公仰せに、「この度の大火上野え火移り、御位牌御焼失と聞せらるゝに、公方様御機嫌克くとの事、御尤に思し召されず、御位牌御焼失の事、將軍家にもさぞ御心を煩はされ玉ふべし。然るを右の御文體、三家の事は御内輪の事、其通りなれども、他大名なぞえ如^く此御奉書遣はされては、永々まで公方家の御名おれなり。此奉書したゝめ直し越し候やうに」との御事にて御返しありければ、御老中方にも、あやまり奉るとて認め直しつかはされしとぞ。(視聽雜記)

七七 剛毅一徹

義公が剛毅正義の士であつただけに、家臣にも剛直の者が少くなかつた。鷲尾角之允の如きも其の一人である。職分に忠實のあまり、時に剛直、度を過ぎ非禮に互るかと思はれるやうなこともあつたが、特立をしたり尊憤をはらすやうな公ではなかつた。

【敬屈】恐縮してきゆうくつがる。
【毛見】検見に同じ。

鷲尾角之允は太田邊を支配する郡奉行なり。検見^{けんみ}の爲め巡村せしが、西山の御近隣まで参りけるゆへ、義公の御機嫌を伺ひ奉る。公仰せけるは、「検見の仕方遠見したし、明日汝が巡檢の所に至り玉はん」とありしに、角之允、夫は以^{もつて}の外不^{よろしからざる}宜^いこと候。公の出御あらんには、下々の役人共、敬屈仕り居り、存分の毛見^{けみ}なり難し。必ず出御あるべからずと申上げ歸りけり。

扱、明日に至り、西山御近邊の田面を檢分せしに、公程なく出御あり。角之允かくとは存じながら、態^{わざ}と馬上にてそここ指圖して居れり。御前も近づかせ玉

へば、御近習の輩、角之允下馬せよと、しばし聲を掛けしかど聞えぬふりにて
乗り廻はしける。

【手筒】昔時
大將分の使用
したる小銃

【大度】大な
る度量。

公近々と寄せ玉ひ、御近臣に持たせられし御手筒を御取り、火蓋を切て角之允を
ねらひ玉へば、角之允も馬を止めて更に不動。公しばらく御ためし遊ばされ、驚
めかと思ひしに角之允なり」と仰せられ、直に側の道より還御し玉ひしとなり。
義公の大度都てかくの如し。御家臣あることも亦如斯と當時の人も申しけるとな
り。(先人清
閑話。)

七八 非理に屈せず

大日本史編纂の結果は、勢ひ天皇親政を暗示する。曳いて變態的存在の幕府を無用視
するに至る。幕府に取りては一大事。されば公を異端視し、鬼門視し、陰險なる手段
を以て壓迫を加へた。

「梅里先生碑文」(公の自叙傳)には、「元祿庚午の冬累りに骸骨を乞うて致仕す」とあ

るが、實は一種の辭職勸告であつた。併し、非理に易々と屈從するやうな公ではな
く、正義の前には微動たもしなかつた。

中納言に御成被_レ成候事

水戸宰相公へ、或時、阿部豊後守被_レ參、御老體の上、最早御隱居被_レ遊可_レ然旨、上
にも被_レ思召_二候旨を申上候處、「夫は其方承りあやまりにて可_レ有_レ之候。水戸は黃
門官極官にて有_レ之候。不_レ及_レ夫して隱居の沙汰不_レ存寄_二候。能_レ了解可_レ有_レ之候
や」と御意被_レ成候得ば、無_レ是非、其段可_レ達_二上聞_一由にて御退出有_レ之、無_レ程、
中納言に御任官之由。栗田嘉休見聞抄〇按ずるに、此文にては御隱居前に中納言になり
給ひしやうに見ゆれど誤なり。中納言にならせられしは、御隱居
の明日なり。夫ゆへ、御隱居後の官は贈官同様なりとて、御祝ひ(西山)
なされず候よしうけたまはり傳へたりと住谷長大夫物がたりなり(遺聞)

七九 生類あはれみ

五代將軍綱吉の生類あはれみは、常軌を逸した馬鹿々々しいことであつた。之に對し

【阿部豊後守】
當時の幕府の
老中、武州、
忍藩主。

【黃門】中納
言の異稱。

【極官】最上
の官、水戸家
の最上官は中
納言までであ
つた。

八〇 過を改むるに憚らず

一四〇

公の呈せられた苦言は痛快である。皮肉でもある。公ならでは言ふ人も無かつたであらう。

江戸にて御登城の時分、御三家御列座の節、西山公、阿部豊後守御老中也へ御對し、御物語被遊候は、「上にて生類を御あはれみ被成候事は、人を御あはれみの餘りを以て、生類までに御およぼしの事と存じ候。然しながら、過ある時は人すら御仕置に仰付けられ候。いかにいはんや生類の罪あるをば御殺し被成間敷や。尤、とがなきものは生類たりとも、みだりに殺し申すまじき事に候。これによつて、手前の屋敷へいたづら犬参り、悪事をいたし候をば、申付け殺させ候。」と御咄被遊候由。(桃源遺事)

八〇 過を改むるに憚らず

公の部下には、誠意一徹、主人のためを思ふ者が多かつた。これは上席家老中山備前

守のぬし思ひ、それを無にせぬ公の雅量。かつは又過を改むるに憚らぬ公。

義公、久慈濱邊に御遊行の時、偃つり舟と一同に船を出し玉ふ。此時、中山風軒後大貫に隠居して北河原村歸り居たに居たりしが、此事を聞て、家來四五人召連れ海邊に至りみれば、御舟は遙か沖に出たりける。

風軒、何思ひけん。家來に持せし鐵砲をとり、沖に向て二三放し打ちたり。公、其音を聞き玉ひ、「我に向て鐵砲を放すは、外人ほかひとにあるべからず。風軒が予が輕々しきさまを諫るならん。尤もの事早く漕戻せ」とて速かに還御あつて、留村の觀音寺と云へる僧を以て、風軒へ、「我あやまれり」と仰せわけられしと也。(西山遺聞)

義公、御歸國の時、三軒町前の御堀にや、鯉鮒をびたど敷あるを御覽ありて、「此堀水をほして魚を取らせ玉はん」と仰せありける。

此事いかゞしてか、中山風軒聞傳へ、たゞちに大貫の隱居所を發して、水戸に來り登城して、萬福を伺ひ牽り、即時に御暇を申上げ退出せんとす。公仰せけるは、「汝

八〇 過を改むるに憚らず

一四一

【久慈濱】常陸久慈郡久慈濱、久慈川の河口、漁業地【中山風軒】前中山備前守、信正、寛永五年家老と成り、水藩首席家老であつた、職二十四年、頼房を輔佐して、よく領内を治めた慶安四年家督を信治に譲り、海岸地方に隠棲し、花鳥軒と號し、風軒と號し、花鳥軒を友とし、餘生を送つてゐた。【北河原村】現在の常陸那珂郡石神村大字竹瓦。久慈大

瀨の附近。大洗の西隣、大貫町。留村。常陸久慈郡東小澤村大命留、久慈川の河口、久慈瀨の附近。備前。風軒の息、養子、中山備前守、信治、慶安四年以來、時の首席家老。

○この君にしてこの臣にしてこの君あり。

八〇 過を改むるに憚らず

一四二

吾が前に出づる時は、必ず寛談をなし、或は古へを語り、或は吾非を諫む。然るに今速に去らんとするは如何」と聞せらる。答申上しは、これより急ぎ備前が宅に至り、彼を手討に仕るなり。寸陰ももどかしく候まゝ、直様御暇を申上しと云ふ。公、「何故にかゝる仕儀には及ぶ」とありければ、風軒さればに候。備前とは御家の大老とて、君御過ちある時は、これを匡救すべき職分なり。然るに今日承れば、御要害の堀水を汲干して魚を取らせらるゝと。此事備前知らざる事はよも候まじ。知て諫めざるは忠臣に非ず。不忠の子、大老の職に任じ置かるゝ事、父の身として甚だ恐入りし次第なり。故に聞くとひとしく出立ち、不忠の忤成敗せんとして老體をも忘れ、急ぎに急ぎ是まで参りたり。と申上れば、公聞し召し、「これは我大にあやまれり。要害と云ふ處へ心付す。かばかりの事、備前へ聞するにも及ぶべからずと思ひ申付たる事なり。備前は夢々知らず。此事早く止むべきなれば、ゆるし候へ。」と仰せければ、夫より風軒機嫌直り、例の如く御寛談に刻を移し歸りしとなり。(桃蹊雑話)

八一 老中の失策

公の明敏と潤達なる行動とは、幕府別して老中あたりは、何かと煙むたく、殊に旗本衆と親しくされることが頭痛の種であつた。一老中がうっかり下手な口をきいて、あべこべに公にやりこめられて這々の體で引きさがつた痛快な話。

【旗本】 時代に、徳川家直参の士軍。知行一萬石未。満にして百俵以上のもので、總稱、又、將軍に謁見し得る資格のあつたもの、所謂「御目見」の特稱のものの特稱。

【猷廟】 三代將軍家光。

【下知】 下の者に命令をすること。

ある時、水戸義公へ阿部豊後守参上申しけるは、總じて古來より、御三家へ旗本衆中召し寄せられ、御懐けなされ候事、御遠慮の御事なり。御三家の中にも、御當家に別して御懇意に出入の衆中餘多にて御座候、御了簡可被遊よし申上る。義公御返答に、「物語りの通り兼て存知の事なり。三家の中、尾州、紀州は参觀交代有之なり。水戸は國近ければ御暇下されず。是れ事急なる時は、何時も御先手仰せ付らるべき爲め、江戸御放しなされ間敷との猷廟の上意なり。是に依て、御旗本の者共見知り不申候へば、跡先の下知すべき様なし。故に入來の者には

八一 老中の失策

一四三

懇意いたす處なり。其方心得とは存ぜず。將軍家の御内意と存ず。此趣急度相伺ひ重て否やの儀可ニ申聞^レ。由仰られ候へば、扱々左様の儀曾て不^レ奉^レ存、近比迷惑仕候由にて退出す。これは義公一學へ御物語の由。
栗田嘉休、見聞抄。久徵案に栗田は讃州の士なり。本文一學とあるは大久保一(桃蹊)の事なるべし。(雜記)

八二 諸士の子弟を誨ふ

元祿三年の冬、致仕して水戸に歸り、諸士の子弟を城中に召して諭された言葉。公の死生觀、武士道等を述べ、言々切々、若い者を我が兒の如くに諭された。

【汝が曹】 汝等。
 【常分】 平素の本分。

汝が曹年少。一旦緩急あらば、汝が曹皆當に勇を奮ひて、首を馬前に隕すを思ふなるべし。然れども、危きに臨みて死を致すは、士の常分なり。血氣の勇は盜賊も猶ほ之を能くす。以て汝が曹に望む所に非るなり。士の士たる所のものは、死の難きに非ず。死に處するを難しと爲す。生くべからずして生き、死すべからずし

て死するは、皆道に非るなり。

然らば則ち、何を以てか之に處すべき。聖賢の道を學ぶに在るのみ。平日學を講じ、五倫を明かにし、務めて篤實謹愼なるを要す。(義公行實)

汝曹年少。一旦緩急。汝曹皆當に勇を奮ひて首馬前に隕^レ死。士之常分。血氣之勇。盜賊猶能^レ之。非^レ所^ニ以^テ望^ム汝曹也。士之所^ニ以^テ爲^ル士者。非^レ死之難。處^レ死爲^ル難。不^レ可^レ生而生。不^レ可^レ死而死。皆非^レ道也。然則何以處^レ之。在^レ學聖賢之道而已。平日講^レ學明^ニ五倫。務^ニ要^ニ篤實謹愼。(同上原文)

八三 武士の本分

元祿時代の士風の頹廢を誡め、士の本分を明らかにし、農工商と異なる所以、特に廢恥廉潔、以て利慾の外に超然たるべきを諭示されたのである。あゝ、國君によつて教育される水滸の士、また幸福であつた。

【謹愼】 しみて誠實。

古より四民とて、天下の人を士農工商の四色に分ち置き、それ〴〵に主どる所の職を守る事にて候。

【梓匠】 大工

然るに農は耕作を勤めて米穀を出し、工は或は梓匠となりて室屋を構へ、或は陶冶となりて器物を作り、商は賣買を營みて有無を通ず。此の三民にて天下の用をたし申候。

【筋目】 こゝでは、すぢみちの意。

さて義理と申すもの一つをば士の職と定め申す事に候。此の義理と申すもの、色もなく、香もなき物にて候故、彼の三民の所作とは事替り候て、急度主となる人を定め申さず候ても其の分の儀に候へ共、此の義理の筋目天下に亡び候ては、人に廉耻の心なくなり、互に相欺き、互に相掠め、自ら畏れ憚る所もなく、終には子も父を父とせず、臣も君を君とせず、大亂にも及び申す事にて候。それ故、士と申す者を立て、義理を守らせ、彼の三民の上に置き申候。平生手を遊ばしめて居ながら、百姓町人を思ふ様に押し下げ候へ共、彼等も恐れ敬ひ申す事は、士の職とする所高き故にて候。然る所に、當代士として飽くまで利慾に耽り、深く金銀を貪り、町人等に對し權柄を以て物代を押し掠むる徒これ有り候。或は馬を好

【權柄】 上に立つて、人民を左右する力

【伯樂】 馬を相する人。

【簡辨】 心にかけ考へる。

み、或は道具を數奇候體にもてなし、時の利を心掛け候者は、宛然取賣伯樂の仕方にて、是は兎角の僉議に及ばず候。又、これ程にはなく候へ共、大様己が勝手を専らにして人に損ある事を知らず、諸事に付き身がちに振廻ふ者多く候。ケ様の人常に利害をのみ簡辨致し候故、義理の方には必ず疎き者にて候。利にても害にても、其所に心を置かずして、一筋に心ざす儘に行ひ申すにてこそ、義理は立ち申候。されば義理に曉き者は利慾に疎く、利慾に曉き者は義理に疎し。義理に曉きを以て士とし、利慾に曉きを以て町人とす。

士として利慾に曉きは一向うけられぬ事にて候。さこそ義理に疎かるべしと推し計り候。もとより利慾の事をいろはすして、潔よく振舞せん爲めにこそ、君よりも常に祿を給はるにては候はず哉。さらばまた名字を捨て、弓箭を折つて秤錘を腰にせず、其の儘士の様にて有りながら、町人の所行は心得難く候。

昔、公儀休と申す者、魯に使へし時、其の家の菜園にありし葵を喰つてうまく覺えければ、即時に植ゑし葵を抜きて捨て候。又、家にて織りし布のよきを見て、機織りし女を追出し、其の機をも焼き申候。さて申候様は、士たる者、家にて衣

【いろはず】 關係せず、あづからず、もてあそばす。【秤錘】 はかりとふんどり、町人の携へた道具。【公儀休】 魯の人、穆公の相、奉法循理變更する所なく百官自ら

正し。

食を作りなば、それを業とする人、如何して其の利を得て渡世とせんや。といへり。其の身は魯國の執權をも仕りける。惣て祿を食む者は、下民と利を争ふことをかたく戒めけるとなり。

【面々】 各々
【慮外】 もつてのほか。

今、某が家臣の面々、日來それ〴〵相應の祿を與へ置いて、國中の百姓町人等がかりそめにも慮外いたさざる様に申付候。然る上は利慾の志をすて、廉恥の行をばけまし、百姓町人に對して聊も恥かしき振廻なく、公儀休が昔を慕はるべく候。猶更ら詳しく穿鑿致し候はゞ、惣て利慾と申す時は、金銀に限らず、所詮己が手寄りを求むるは皆利慾にて候。たとひ同様の事を執り行ひ候ても、私の手寄りを以てすると、公の義理を見て行ふとは、一念の上にては毫釐の差にて候へども、畢竟、君子、小人、王霸、治亂の境も此より分れ候へば、末は千里の謬にも成り申候。

【一念】 ちよつと起つた心
【毫釐】 すこしの。
【王霸】 王者と覇者と。

去るによつて、義理の辨、とく先賢も詳しく議論を著し、是を簡要の事に沙汰し置かれ候。各々も其の書を読み、其の義を曉り、油断なく工夫致さるべく候。事長く候間、今爰に省略せしめ候。(義公命令)

八四 節義の嗜み

節義を尊び、士道を重んぜられたる公の、家臣に對する、切々の教訓。

家中の士は常々懈らず節義を嗜み申すべく候。一言一行も士の道に於て不僉議なる事有るべからず候。

節義の嗜みと申候は、口に偽を言はず、身に私を構へず、心すなほにして、外に飾りなく、作法亂れず、禮儀正しく、上に諂はず、下を侮らず、己が約義を違へず、人の患難を見捨てず、甲斐々々しく、頼母しく、假初にも下さまの賤しき物語悪口など、言葉の端にも出さず、さて恥を知り、首を刎るとも己がすまじき事はせず、死すべき場をば一足も引かず、常に義理を重んじて、其の心鐵石の如くなるものから、而もまた、温和慈愛にして物の哀はれを知り、人に情あるを、節義と申し候。

【千子村正】伊勢國千子村の刀工、貞治頃の初代、同銘四代あり。此の刀は徳川氏の頃、其の家に崇るとの謂で指料を禁止されて一層名高くなり、正宗と併稱されるに至つた。鏡利は關の孫六、伯兼定等と仲の間に在りといふ。

【調伏】祈禱によつて降服させる。

○遊行上人、元祿十年十月八日、太田淨光寺に來る。(日乘日記)

西山公御はなしの次に仰せられ候は、「眞田佐衛門信仍のぶなりは誤なりは、東照君へ御敵對仕り候はじめより、千子村正ちんごむらまさの大小を、常に身をはなさず指し候よし。其の故は、村正の道具は當家へたゞり候と申す説を、信仍聞き候て、當家調伏てんごせの心にての事なり。士たる者は平生かやうの事にも忠義をふくみ、眞田がごとく心をつくし候事、尤もに思召し候。」

又、仰せられ候は、「石田治部少輔三成は、にくからざるものなり。人おのゝ其の主の爲めにすと云ふ義にて、心をたて事を行ふ者、敵なりともにくむべからず。君臣ともに心得べき事なり云々。」(桃源遺事)

八六 尊ぶべきは節操

公が如何に節操を重んじ潔癖であつたかは、次の言動に依て、よくうかゞはれる。

元祿年中、遊行上人水戸へまゐられ候節、齋藤別當實盛がよろひかぶとを持參申

され候。西山公の御目かけられ候所に、御手もふれられず、「實盛は源家の士にて、平家に降参いたし候へば、武功何ほどありとも、我も源家なれば、二心の士の武具、曾て信仰にあらず。」と仰せられ候。御隠居(桃源)後なり(遺事)

八七 大節小節

大節を重んじ、小節にかゝはることの嫌ひな公の、義經の弓流しの物語についての所見。あくまで小事にコセ／＼せぬ公であつた。

弓流御物語の事

「義經弓流の事を源平盛衰記に、義經手柄のやうにかきたるは甚だ誤なり。大將は大功を樹つるを以て肝要とす。小節にかゝはるべからず。此の議論列傳分注に書き著しし。尤も盛衰記参考にも書きのせ申すべき由」仰せらる。元祿十二年巳卯御物語の由安積覺兵衛筆

記に(西山見ゆ(遺聞))

【列傳】義公の著、大日本史中の列傳には、この列傳には、臣下の傳を記す。
【盛衰記参考】義公の著、盛衰考源平盛衰

記しをさす。凡四十八卷。を附す。凡例目錄一卷。

八八 武家と學問

世上の誤解をとき、武家として特に學問を重んずべき所以及至學問の價值を述べられたもの。然るに公は武藝不好どころか、劍術、槍術、馬術、水泳、射撃等の達人で、其の上に三軍を指揮すべき兵學に精通して居られた。時のみかど、靈元天皇は「備武兼文、絶代名士」と嘉賞遊ばされた。

公常々御咄なされ候は、「世上にて我事を學文すきにて、武藝は不好と申す候。武藝は武家の常なれば、勤めずとも諸士皆嗜むべき事なり。學文をば多くは人好まざる事にて候間、人の人たる道を少しにても知らせ度く思ふ故に、學文の義世話にするなり」と仰せられ候。(桃源遺事)

學問は、四民ともにする事なれど、就中、士たるもの旨と勉むべき事ぞ。代々の

【四民】士、農、工、商の四つの民。

【霍光】漢の武帝の朝、奉車都尉となり、禁闕に出入する年、武帝の遺詔を受けて、昭帝を輔く。四夷帝を充實し、百姓を安んじ、四夷賓服した。【穢氣】けがれた氣。【廢立】昌邑王非行多し、宣帝の立つたこと。【社稷】土の神、穀の神。國は土穀によつて人を養ふ。故に轉じて國家の義。

名將忠臣といはれし人にも、無學によりて過ある事、漢家本朝其のためし多し。西漢の霍光は武帝の遺詔を受けて幼主を輔佐し、燕王上官が穢氣を清め、よく廢立の間に處して遂に社稷の基を固うし、威徳を天下に震ひし人なれども、妻の姦謀を隠し置き、身死して幾ばくもあらざるに一家盡く亡びにき。これ公私の分を知らず、輕重の間を量らずして、一女子の爲に謬られて身後の恥を後世に残せり。是れ全く不學のあやまりにして班固のそしれる所なり。源義經、賴朝を輔けて亡父の讐を報じ、勅命を奉じて平族を平ぐ。義を重んじて命を輕んず。忠孝の士と云つべし。然るに匹夫の勇に誇りて梶原を辱かしめ、傾城の患を虞らずして時忠が女に私し、或は身を匹夫の矢先にゆるしておとせる弓を拾ひし事杯、しばらく武に似たりといへども、誠は將帥の任を知らざるなるべし。曾我兄弟貧苦艱難の中に羞を忍び、父の仇を報ひ、死を善道に守りし事は誠に快き事なれども、大磯假粧坂輒もすれば危機を踏む。其の本意を遂ぐるの日、賴朝の營中へ亂れ入り、賊のわざをしたりし事、共に不學の爲す所、さすがの英雄豪傑に此の過ちある事、亦惜しき事ならずや。

【春秋】孔子の著した魯國の歴史、春秋左氏傳。
 【通鑑】資法通鑑。書名、二百九十四卷、宋の司馬光撰す。
 【通鑑綱目】書名、五十卷、宋の朱熹撰す。司馬光の資法通鑑により綱と目とに分ち記す。
 【梁を横へて詩を賦す】魏の曹操が吳を攻めた時、水軍を率ゐて赤壁に至り、悠々として詩を作つた故事よりして、戰場に於て詩歌を詠する風流のすさびをいふ。
 【記誦】記憶暗誦のこと。

八九 學問の眞義

公の學問觀、即ち學問の眞の意義、方法等に就き、意見を披瀝せられたもの。

【脇の義】餘分のこと、いらざること。
 【不吟味】不都合調べ、不都合のこと。

凡そ家中の士は貴賤を擇ばず學問を致すべく候。學問とは別に替り申す義にはこれ無く候。人たる所の道にて候得ば、朝夕第一に心得べく候處、脇の義の様になり候。學問仕らず候ても其の分と存じ罷在る體に候。不吟味なる儀これに過ぎず候去りながら、當代學問仕る由申す輩に、結局不學の人より劣り申す者これ有り候。其の故は、此の人元來己が才智を誇り、名利の心深くて、不學なりと申すを無念

【故事】古代にあつたこと
 【能士】才能多し人、役立つ人。

に存じ、書籍を取扱ひ、少々文學を知り、故事共端々覺え候て、人を侮り、己に傲る助と致し候。才智これ有る上に、文藝もこれ有り候へば、能士の様に見え候得共、實は仁義の心なくして偏に盜人の振舞に候。さればこそ拔群不學の人には劣り申候。

其の外は、或は詩文を作り、或は書籍を翫びて、徒に日を渉る輩にこれ有り候。是は一向慰みに仕るまでにて、何の益もこれ無き事に候。

各へ申渡すは、右の儀どもにてはこれ無く候。學問は右申す通り、人たるの道にて、人と生れたる者、これを知らず、行はず候ては、偏に禽獸の有様にて候。然れば、朝夕の衣食よりも急用なる儀と心得べく候。

さて其の修業の法は、身心の工夫とて、心の邪正、身に行ふ所の善惡、これ等の吟味を致し、心を正しく、身を治めて、古賢人君子にも及び、又は、其の人の心底次第にて聖人にも至る道にて候。先づ學問はかくの如くの譯にて、此の外に學問といふもの無しと心得申す事肝要に候。然れば、書を読み候も、古の聖賢の御言葉を種として、身の工夫をせん爲めなれば、小學、四書、近思錄の類を熟讀致

【小學】書名、朱熹の編、其の六卷、宋の劉子熹の門人劉子澄の編、古來の嘉言善行を類輯したものとす
 【四書】孟子、論語、大學、中庸の四篇を指す

【近思錄】十
四卷、朱熹、
呂祖謙二人の
共撰、宋の周
茂叔、程明道
程伊川、張橫
渠の語を類
したものを
蒐

九〇 人の道

一六〇

し、餘力あらば、五經などにも及び、其の理を尋ね、一字一句も今日の上に引き
請けて、悉く修行の爲めに致し候こそ、眞の學問と申すべく候。
殊に四十以上の人は精力も少く候。六七より八九十は、大形老衰を致す者に候
得ば、大學、論語迄にても、又、大學一冊にても自分に熟讀致し、其の外は人の
物語にて聞き候ても同じ事にて候。

學問は必ずしも文學の上にある事にてはこれ無く候。一日なりとも命の内に此の
道を曉り候て、相果て候はゞ、生きたる甲斐これ有るべく候。百年存命候とも、
無學にて人たる道も存ぜず候は、何の益なき事にて候。されば志ある士は勤學油
斷仕るまじきにて候。(義公 命令)

九〇 人の道

公が如何に人倫道德を重んぜられたか、又學問するも畢竟これがため、學問の眞義と
合はせて共に服膺すべき言。

【憐愍】 あは
れむ。

各父母には孝順を盡し、兄弟には友愛を専らとし、親族は遠類たりと云ふとも、
筋目を違へず念頃ねんころに申し通じ、傍輩には互に信を元として心底に偽を挟まず、家
來には憐愍れんみんを加へらるべく候。

これ等は肝要の義にて候間、常に心懸け尤に候。右申す學問致され候得ば、聖賢
の書皆、是等の僉議せんぎにて候。某が口舌を費し候に及ばず候事に候。(義公 命令)

九一 治平に武事

公、時々山野に河海に狩獵を試みられたのは、單なる趣味娛樂からではなく、一に治
に於て武を忘れぬ精神からであつた。後世、烈公が追鳥狩を行はれたのも、全く此の
精神の承繼からであつたらう。

西山公、山野に狩し、河海に漁り遊ばされ候は、畢竟、治平ちへいに武を御忘れなされ
ず、其の上、田畑を荒らし、都て害をなす禽獸を、時を以て御狩りなされ候。

九一 治平に武事

一六一

【治平】 世の
中がよく治つ
て平安なるこ
と。太平。

【一通り二通り】ぎつと。

【底を盡して】獲りつくすと。

【篠山】現在の茨城縣結城郡岡田村大字篠山。

【潤沼】茨城縣東茨城郡と鹿島郡との間にある湖沼。

御川狩に魚を御取りなされ候に、一通り二通りにて、底を盡しては網を御引かせ遊ばされず候。

且、延寶の初つかた、篠山と云ふ所に狩を御催しなされ候。此の節は常の御鹿狩とは各別の義にて、行列正しく仰付られ候によつて、御家中の諸士、列をなし、行をおつて、騎馬、歩卒、狩装束思ひくに出で立ち、奇羅びやかにて、西山公は御城の大手の前に御出、床机に御腰をかけ御覧なされ、諸士のあとより御馬にて御出なされ候。

又、或る年、潤沼と云ふ入江へ、御船數百艘御浮べ、御みづからも召され、扱、石崎と云ふ山より鹿を追ひ入れさせ、船ども漕違へ御狩り遊ばされ候。(桃源遺事)

九二 備あるもの憂なし

世は天和元祿期、人々は滔々として浮華軟弱に趨るとき、公は治に居て亂を忘れず、常に士に對して武備の大切なること、士道の重んずべきことを切々教訓して居られた

【分限】上下尊卑の別、身のほど、身分

【異形】普通でないあやしがた。

家中の士は、武備を忘れまじく候。武備とは分限相應に、人馬、其の外武用の道具所持致し、射騎劍鎗の技術も、不案内にこれ無き程に稽古有るべく候。但、其の道の師を致す者の外、餘り精しく相究め候義は無用に候。不斷手馴れ候様に有るべく候。

軍法は常に僉議有るべき事に候。但、軍中の法令は内々定め置き候通りにて候。平生生存知致され、戰場にかけて失念これ無き様心得られべく候。(義公命令)

武備を忘れ申さざるは、平生の嗜みにて候。常體に安らかに致し罷在候て、然も其の心得有るべき事に候。然るに我こそ武備を忘れずとて、少々義にも其のおもはく致し、させる事もなきに逸り候て、異形に見え申す者これ有り候。是等は血氣に冒され、一向に落着かざる體に候。却て未練の士と申すべく候。武士の嗜みは心に有る事に候。仕形に有る事にてはこれ無く候。されば能士は、姿、物言ひ却て和らかに、少しの出入には心を懸けず、大形は堪忍を専らと致し候。心におくれたる様に見え候へども、死すべき場に掛けては、血氣に逸り申す者も少しも

【下藤】
めの年月浅く
して地位の低
い者、上藤の
對。

九三 寸分の隙なし

一六四

越えられず候。一旦の血氣にては、下藤さへ死する習ひに候得ば、まして士の死ぬるは珍らしからざる事に候。最期迄も取りしめて常々の心の如く、聊もせきたる氣色これ無く、一際潔く見得るこそ、士の最期の下藤と違ひたる所にて候。大方は武備を必懸けては血氣に胃され候。其の用心致さるべく候。(義公 命令)

九三 寸分の隙なし

豪放の公でありながら、又、極めて思慮周密で、寸毫の寸断もない心構であつた。

義公いづれへにても出御ある時に、御供の者を遠け、御目付を御駕の脇に召させられ、暫時談じ玉ふ事あり。ひそかに仰せけるは、「其方共を呼び人を遠けて談ずる時は、供の者ども何事かありや、若し我々身の上目かゝりなる事もあらん歟と各慎の心を生ずる時は、あやまち出來ず、且はしまりにもなる爲めなり」と仰せられし。

【三献】
酒をすゝめて
さす杯の度數
三たび。
【目付】
時代の官職名
諸事に立會ひ
非法を正す職
【目代】
國主の赴任し
ない時、其の
代理として任
國に赴き事務
を執つた役。

【榑町】
水戸
の町、水戸城
の南。

又、西山に隠れ玉ひし後も、酒を好み玉ひ、近臣にも賜はりしが、大抵三献ほどづつなり。宴終らんとする時に、歩行目付を召し玉ひ、「今日の酒宴中、座上に其方目にかゝることはなきや」と問はしめられ、納めの盃を賜ひしとなり。又、或時は、「其方共は、宰相殿の目代なれば、目かゝりの事は、我等がことにても許すべからず。況んや其の余をや。されども目付にはあらず、横目なるぞ」との玉ひしとなり。(見聞 録)

九四 隊長の器

跡部彦九郎の火事場に於ける言動により、隊長の器なりと看破された。さすがに公は炯眼であつた。此の公にして此の部下あり。

義公在國の時、榑町伊藤玄蕃長屋より出火、此時跡部彦九郎御先手物頭にて組子を率ゐ、早速はせ着し、比類なき働なりしかば、長屋中は焼て、半ばは防ぎ留

九四 隊長の器

一六五

【伊藤玄蕃】
水戸家の家老
此の時は伊藤
玄蕃友高。

九五 武士の禮法

め焼けざりける。
義公にも柵町御門より出御、玄蕃向ひの芝生に御床几に腰をかけさせ玉ひ、右の働きを上覧あり、御近臣を以て彦九郎を御稱美あり。且、「今日組子の内抜群の働きは誰々なるぞ、申上ぐべし。」とのこと也。彦九郎御答申上るは、拙者え御預けの組子二十人、一人も不働きの者なし。別して名前申上るに及ばずと申す。公も甚だ御悦びにて、「隊長たる者の申分尤もなり。」と御稱美なりしとなり。
（先人清閑話）

九五 武士の禮法

公はよく下情に通じ、高きに居て高ふらず、それでゐて禮儀正しかつた。親しき中にも禮儀あり、従つて言動が上品で、野卑下劣は最も嫌ふ所であつた。

當代、士の寄合を聞き及び候に、多くは賓主共に禮儀正しからず、譯もなき事ども口に任せ聲高に笑ひ罵り、又は人の嘲り、好色の咄、或は醉狂をし、或は小歌

【小歌】
時代に三味線
に合はせ歌つ
た一種の俚曲
隆達節、弄齋

節、投節、加
賀節の類、後
に至つて端
唄、又は歌澤
といふ。

【釋奠】
を祭る禮、孔子
が國では文、武
天皇の大寶元
年、始まり諸
國の盛儀と
つたが、儀室
の式と、徳川
廢絶し、徳川
時代に入、川
幕府之入、川
之に諸藩も亦
つたが、明治
新後また廢絶

三味線座上に取りはやす族もこれ有る由に候。
是等は一として士の作法にてこれ無く候。偏に下蕨の寄合にて候。
士の交りは禮法正しく、一言申し出候も跡先をふまへ、多くは古書の穿鑿、義理の物語などをし、假初にもそゝけたる體を致さざるこそ本意にて候。然ればとて心易き友とは互に寛ろぎ、打ち解け語る義は各別にて候。其の内にも不行儀なると作法能きとは差別有るべき事に候。家中の士ども寄合ひ候節は、右の心得これ有るべく候。
（義公命令）

九六 堂上の帶劍

公、忍岡聖堂の釋奠を見られ、祭の禮儀作法について色々意に滿たぬ點があり、中村願言を通じて改めしめられた事ども。

其の節までは、祭の執役の者の内、布衣に小刀を帶し、堂内まで相勤め候。此の

【布衣】 布の狩衣、徳川時代、幕臣の目見以上の著る無紋の狩衣
【弘文院】 林大學頭
【水戸が】 水戸侯

【最前は】 さきごろまでは

九七 農父の稼を観て

段大に不敬に思召され候。由仰せられ候。新八申上げ候は、此儀は内々心付き、小刀無用に仕るべき由、弘文院も制し申し候へども、若き弟子ども武士の子供にて、無刀にては出勤仕るまじきなどと申候に付、制し難き由申上候へば、西山公仰られ候は、「武道の吟味は、水戸が請合ひ候。其上は誰も難し申間敷候。無刀にても武士の志は別義これなきものに候。堂上の帯劔は不敬の至り、禮儀に叶ひ申さず候。禮儀に背き候へば、武士にてはこれなきと存候由、何れもへ此段申聞け候様に。」と被仰候に付き、新八則ち、弘文院並に門弟子どもへ右の趣申し談じ候へば、何れも得心仕り、それより已後は堂上の小刀は帶し申さず候。最前は樂人も堂上にて相勤め候を、「是又よろしからず、廻廊然るべき」由仰せ遣はされ候て相改まり申候。(桃源遺事)

九七 農父の稼を観て

苛斂誅求をいましめ、農夫の勞苦を察し同情し、而もこゝに教訓を感ぜられた公の床

しい態度。後世、烈公が農人形を作り「朝な夕な飯くふことに忘れじなめぐまぬ民に恵まるゝ身は」と詠まれたなどは、こゝにヒントを得られたものと思はれる。

【民膏】 民の粒々辛苦の結晶。
【拾して】 取り上げる。
【年あり】 有年、五穀皆熟す。豊年。
【竊玄】 鳥の別稱、羽毛淺黒なるより名づく。夏の鳥にて民の耘苗をうながす鳥、この鳥の鳴くとき田をすくより一犁の雨といふ。
【一犁の雨】 ひとしきりの雨。
【布谷】 ひろがつた谷。
【千畝】 ひろい田畑。

奚くんぞ民膏を拾して年ありを喜ぶ。
朝に耘り夕に釋て安眠することなし。
竊玄翼濕ふ一犁の雨。
布谷聲幽かなり千畝の煙。
笠を頂き簑を披る丘壘の下。
鎌を腰にし、飽く夕陽のほとり。
君看よや稼は農のみにあらず。
心苗を殖て學田を肥やすに在り。(常山文集)

奚措民膏喜有年。朝耘夕釋沒安眠。
竊玄翼濕一犁雨。布谷聲幽千畝煙。

頂笠披、笠丘鹽下。腰鎌飽、夕陽邊。
君看稼不農而已。在、殖心苗肥學田。(同上)

九八 農家の寶物

人の行動が圓滑を缺き、時に突飛に互るやうなことがあつても、みだりに咎め立てな
どはせず、事物の眞實相を洞察して、感歎もし、稱揚されるのが公の常であつた。

義公御隱居の後、太田邊の富豪時々御相手に上りけるが、公或時仰せられしは、
「汝聞ゆる富豪なれば、定て種々の寶物あるべし。近日行て見べし」とて御成あ
りける。さて座敷へ入らるゝと、亭主庭へ出て幕をつり、唯今寶物御覽に入るべ
し。須臾御待ち遊ばさるべしとて、何やら幕の内へかざる體なり。程なく調ひけ
るが、いざ御覽に入るべしとて幕をとれば、鍬百具ばかりも掛け置、百姓の寶物
是のみ也と申上れば、公甚だ御滿悦なりしとぞ。
(桃蹊 雑話)

【丘鹽】丘や
田の中の高い
處。丘阜
【心苗を殖て
學田を肥す】
人間の修養の
必要をいふ。

【須臾】しゆ
ゆ。少しのあ
ひだ。

九九 殿様小作人

公は自身小作人の位置に下つて、農耕を體驗味得し、その基礎に立つて小作人に同情
された。

御門前の田を受地なされ候て、餘分何が程之れ有るやと御試し成され候處に、御
下部共精を出し、草を抜き、助けを仕り、隨分田畑よく實のり候へども、年貢の
分を除き、田主へ禮物を引候へば、餘は幾多も之れなく候。之に依て田島持たさ
る百姓の、他の田を請作と申して作り候ものをば、別して不便に思召し候。或る
時、郡奉行代官どもに、右の御物語成され候て、「以來請作はすまじきものなり。
隨分精を出し作らせ候へども、年貢を其の方共へ納め、田主へ禮物を遣はし候へ
ば、餘分は之れなく、作りたをれに候。」と仰せられ御笑ひ成され候。
(玄桐 筆記)

【御門前の田】
西山莊の門前
の田をさす。

【請作】小作
のこと。

一〇〇 日常訓

公は英毅剛直潤達なる明君であり、博識嚴正の學者であると共に、頗るまた下情に通じて居られた。されば高く大義名分を唱へる一方に、世俗人情を慮ることが深かつた公の座右の銘の如きも、その一面をよくあらはして居る。洵に通俗平易、而も眞理を道破して居る、よい日常教訓である。

座右の銘

- 堪忍者 一生之相續
- 正直者 一生之寶器
- 慈悲者 一生之祈禱
- 一、樂は苦の種、苦は樂の種と知るべし。
- 一、主人と親とは無理なるものと思ふべし。下人は足らぬものと知るべし。

【下人】身分のいやしい者。下男、下女。

【掟】さだめ、規程、法度、法律。
【分別】わきまへ、思慮、辨別。

- 一、子ほどに親を思へ。子無きものは身に比べて知るべし。
 - 一、掟に怖ちよ。火に怖ちよ。分別なきものに怖ちよ。
 - 一、堪忍のむね忘るゝ事なかれ。
 - 一、慾と色と酒とをかたきと知るべし。
 - 一、朝寝すべからず。嘶の長座すべからず。
 - 一、小さき事は分別せよ、大なる事は驚くべからず。
 - 一、九分は足らず。十分は溢るゝものと知るべし。
 - 一、分別は堪忍にありと知るべし。
- (元祿十一年寅二月十四日。)

一〇一 史館の警

寛文十二年春、史局を神田別荘より小石川の邸に移し、彰考館と名づけ、公手づから額字を書いて之を館に掲げ、又、史館の警を作つて史臣に遵守せしめられた。

【彰考館】館の命名は、晋の杜預の「春秋左氏傳集解」の序文にある、「彰往考來」の語よりとつたものである。
 【辰時】現時の午前八時。
 【未刻】現時の午後二時。
 【書策】書物や文書。
 【叢談】さわがしい話。
 【評論】争ひのきろん。
 【獨見】獨斷的の意見。
 【怠惰】なまける。
 【放肆】ほしまひ。
 【文房】文書を作る部屋、讀書の部屋。

一〇一 史館の警

史館警

- 一、館に會する者は辰時を以て入り、未刻退くべし。
- 一、書策は謹んで汚穢紛失す可からず。
- 一、叢談評論、宜しく最も之を戒むべし。
- 一、文を論じ事を考ふるには、各當さに力を竭すべし。若し他に駁する所有れば則ち心を虚しうして之を議し、獨見を執ること勿れ。
- 一、席に在りては怠惰放肆なること勿れ。(修史始末)

史館警

- 一、會館者。可_レ以_レ辰時入。未刻退_ル。
- 一、書策謹。不_レ可_レ汚穢紛失。
- 一、叢談評論。宜_ニ最_ニ戒_ル之。
- 一、論_レ文考_レ事。各當_レ竭_レ力。若有_ニ他所_レ駁。則_レ虚_レ心議_レ之。勿_レ執_ニ獨見_一。
- 一、在_レ席勿_ニ怠惰放肆_一。(修史始末文)

一〇二 書格の銘

讀書の必要、讀書の法式、讀書の價值、讀書の楽しみを述べられたもの、以て公の、風格、修養の方面をうかゞふことが出来る。

人の人たる、腹に詩書あるなり。學の學たる、身道德を行ふなり。謂ふ所の文とは道を貫くの器なり。然れば則ち書を讀まざるべからず。書を讀まんと欲せば、書格無かるべからず。故に手みづから之を製し、常に之を左右に置く。而して其の制彫らず刻まず。蓋し書や主にして格なり室なり。語に曰く、君子之に居れば何の陋か之れあらん。宜べなる哉。天地を咫尺の中に縮め、古今を須臾の間に藏む。是れ豈に其の德に非るか。因て以て銘を作る。其の辞に曰く。

文房一たび具はり、格上塵無し。
 朝に講じ夕に磨き、時に習ひ日に新にす。

一〇二 書格の銘

【書格】讀書の規則。
 【咫尺】咫尺は十寸、距離の近いのにいふ。

【文房】文書を作る部屋、讀書の部屋。